

摂津市議会

# 文教上下水道常任委員会記録

令和4年3月14日

摂津市議会

# 目 次

文教上下水道常任委員会

3月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件 -----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第2号及び議案第11号の審査-----	3
補足説明（上下水道部長）	
質疑（出口こうじ委員、西谷知美委員、村上英明委員、三好俊範委員、嶋野浩一朗 委員）	
議案第3号及び議案第12号の審査-----	26
補足説明（上下水道部長）	
質疑（出口こうじ委員、西谷知美委員、村上英明委員、三好俊範委員、嶋野浩一朗 委員）	
議案第17号の審査-----	42
質疑（村上英明委員）	
議案第21号の審査-----	43
質疑（村上英明委員）	
議案第23号の審査-----	44
質疑（三好俊範委員、村上英明委員）	
採決 -----	45
所管事項に関する調査について-----	46
閉会の宣告-----	46

## 文教上下水道常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和4年3月14日(月) 午前10時 開会  
午後 2時46分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 弘 豊 副委員長 嶋野浩一郎 委員 村上 英明  
委員 西谷 知美 委員 出口こうじ 委員 三好 俊範

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山 一正 教育長 箸尾谷知也  
教育総務部長 小林 寿弘 次世代育成部長 橋本 英樹  
上下水道部長 末永 利彦 教育総務部次長 野本 憲宏  
上下水道部次長 西川 聡 教育総務部参事兼学校教育課長 河平 浩一  
次世代育成部参事兼子育て支援課長 石原幸一郎  
上下水道部参事兼水道施設課長 樫本 宏充 教育政策課長 松田 紀子  
経営企画課長 谷内田 修 料金課長 千葉 郁子  
下水道事業課長 竹下 博和 教育政策課参事 北野 人士  
学校教育課参事 武田 進介

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 大西 健一 同局書記 速水 知沙

### 1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 令和4年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第10号 令和3年度摂津市一般会計補正予算(第15号)所管分  
議案第 2号 令和4年度摂津市水道事業会計予算  
議案第11号 令和3年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)  
議案第 3号 令和4年度摂津市下水道事業会計予算  
議案第12号 令和3年度摂津市下水道事業会計補正予算(第2号)

- 議案第 17 号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分
- 議案第 21 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例制定の件
- 議案第 23 号 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定  
の件

(午前 10時 開会)

○弘豊委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は村上委員を指名します。

議案第2号及び議案第11号の審査を行います。

この2件について、補足説明を求めます。

末永上下水道部長。

○末永上下水道部長 議案第2号、令和4年度摂津市水道事業会計予算につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

予算書34ページ、令和4年度摂津市水道事業会計予算実施計画説明書をご参照願います。

まず、収益的収入でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は、前年度に比べ1,305万3,000円の減額でございます。これは主に一般家庭や事業所などからの従量料金の減少によるものでございます。

目2受託工事収益は、前年度に比べ934万7,000円の増額でございます。これは主に連続立体交差事業における設計委託料の増加によるものでございます。

目3受託事業収益は、前年度に比べ708万1,000円の増額でございます。これは、下水道使用料徴収受託料の増加によるものでございます。

目4他会計負担金は、前年度に比べ18万2,000円の増額でございます。これは、消火栓管理負担金の増加によるものでございます。

目5その他営業収益は、前年度に比べ、103万5,000円の増額でございます。これは主に工事検査手数料の増加によるものでございます。

項2営業外収益、目1受取利息及び配当金は、前年度に比べ26万7,000円の減額でございます。これは、貯金利息の減少によるものでございます。

目2土地物件収益は、前年度に比べ108万6,000円の増額でございます。

目3納付金は、前年度に比べ833万3,000円の増額でございます。これは、主に新設戸数の増加によるものでございます。

36ページ、目4他会計負担金は、前年度に比べ2万円の減額でございます。これは、主に児童手当負担金の減少によるものでございます。

目5長期前受金戻入は、前年度に比べ53万5,000円の増額でございます。これは令和3年度以前に取得した固定資産を財源として充当した交付金などの長期前受金について、当該資産の減価償却費見合い分を収益化するものでございます。

目6消費税還付金は、前年度に比べ3,015万1,000円の減額でございます。これは、消費税申告時の還付金の減少によるものでございます。

目7雑収益は、前年度に比べ154万2,000円の減額でございます。これは、主に大阪広域水道企業団からの負担金の減少によるものでございます。

次に、収益的支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水・浄水及び送水費は、前年度に比べ1,446万6,000円の増額でございます。これは、主に井戸洗浄作業委託料の増加によるものでございます。

40ページ、目2配水給水費は、前年度に比べ275万6,000円の減額でございます。これは、主に検定満期量水器取替業務委託料の減少によるものでございま

す。

42ページ、目3受託工事費は、前年度に比べ851万7,000円の増額でございます。これは主に連続立体交差事業設計業務委託料の増加によるものでございます。

44ページ、目4業務費は、前年度に比べ156万9,000円の増額でございます。これは、主に水道料金システム保守業務委託料の増加によるものでございます。

46ページ、目5総係費は、前年に比べ784万円の増額でございます。これは、主に人件費の増加によるものでございます。

50ページ、目6減価償却費は、前年度に比べ976万1,000円の増額でございます。これは、主に令和3年度に取得した固定資産に係る減価償却費の増加によるものでございます。

目7資産減耗費は、前年度に比べ2,098万9,000円の増額でございます。これは、固定資産除却費の増加によるものでございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度に比べ20万6,000円の増額でございます。これは、企業債利息の増加によるものでございます。

目2雑支出は、前年度と同額の200万円でございます。

項3、目1予備費は、前年度と同額の1,000万円でございます。

続きまして、52ページ、資本的収入でございます。

款1資本的収入、項1、目1企業債は、前年度に比べ2億4,190万円の減額でございます。これは、主に施設改修事業債の減少によるものでございます。

項2、目1他会計負担金は、前年度に比

べ皆増でございます。これは、水道料金システム更新に係る下水道事業会計からの負担金でございます。

項3、目1交付金は、前年度に比べ1,883万5,000円の減額でございます。これは、交付金対象事業の減少によるものでございます。

次に、資本的支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設改修費は、前年度に比べ3億4,350万1,000円の減額でございます。これは、主に施設改修工事の減少によるものでございます。

目2固定資産取得費は、前年度に比べ4,818万円の増額でございます。これは、主に水道料金システム更新に係る費用の増加によるものでございます。

54ページ、目3配水管整備事業費は、前年度に比べ4,772万6,000円の減額でございます。これは、主に配水管布設工事の減少によるものでございます。

項2、目1、企業債償還金は、前年度に比べ1,711万8,000円の増額でございます。これは、企業債元金償還金の増加によるものでございます。

項3、目1交付金返還金は、前年度に比べ170万7,000円の増額でございます。

項4、目1予備費は、前年度と同額の500万円でございます。

以上、議案第2号、令和4年度摂津市水道事業会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号、令和3年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

補正予算書17ページ、令和3年度摂津

市水道事業会計補正予算実施計画説明書をご参照願います。

まず、収益的収入でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目2受託工事収益は、1,440万円の減額で、これは公共下水道工事などに伴う給配水管移設工事費の減少によるものでございます。

次に、収益的支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水・浄水及び送水費は、34万3,000円の減額で、これは、人事院勧告による期末手当の減少によるものでございます。

目2配水給水費は、467万6,000円の減額で、これは、主に検定満期量水器取替業務委託料の減少によるものでございます。

目3受託工事費は、1,327万6,000円の減額で、これは、主に公共下水道工事などに伴う給配水管移設工事の減少によるものでございます。

目4業務費は、48万5,000円の減額で、これは、人事院勧告による期末手当などの減少によるものでございます。

目5総係費は、400万2,000円の増額で、これは、主に一般会計負担金の増額によるものでございます。

18ページをお開きください。

続きまして、資本的収入でございます。

款1資本的収入、項1、目1企業債は、3,170万円の減額で、これは、施設改修事業債の減少によるものでございます。

次に、資本的支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設改修費は、4,992万3,000円の減額で、これは、主に施設改修工事の減少によるものでございます。

目2固定資産取得費は、72万8,00

0円の減額で、これは、量水器購入費の減少によるものでございます。

目3配水管整備事業費は、29万6,000円の減額で、これは、人事院勧告による期末手当などの減少によるものでございます。

以上、議案第11号、令和3年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。

○弘豊委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

出口委員。

○出口こうじ委員 では、予算概要から数点質問させていただきます。

140ページ、人件費事業についてです。

会計年度任用職員が5人ということで、令和3年度は一人だったみたいですけど、その概要をお聞かせください。

続きまして、予備費についてです。摂津市水道事業会計予算書では予備費が500万円とあったように思うのですが、予算概要144ページ、こちらでは1,000万円となっているので、その違いを教えてください。

次に、昨日和歌山市を通っていると、例の破損した水管橋がすごい工事をされていました。物すごいお金がかかっている大工事でした。摂津市でもあのように水管橋が折れてしまうようなことがないように、点検をされたと思うんですけど、改めまして摂津市内の水管橋がどうなっているかというのをお聞かせください。

あと、前々から質問されているとは思いますが、銀行引き落とし以外の支払い方法、例えば三好委員が以前にも質問されていましたクレジットカード払いとか、そういうことの進捗状況や取り組みについてお聞かせください。

以上です。

○弘豊委員長 答弁を求めます。

谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 そうしましたら、まず、質問番号1番の予算概要140ページ、会計年度任用職員の人数についてお答えいたします。

令和4年度につきましては、この業務費で会計年度任用職員の一般職給を計上させていただいておりますけれども、令和3年度については、別の費用で計上しております。そのためこの項目だけ見ると人数がふえているように見えますが、全体的な人数としては令和3年度、令和4年度ともに変更がない予定となっております。

続きまして、質問項目2番の予算概要144ページの予備費についてですけれども、水道事業、下水道事業もそうですけれども、収益的収支と資本的収支に予算が分かれておまして、こちらの144ページの予備費は収益的収支の予備費となっております。

148ページを御覧いただきたいと思うんですけれども、148ページの資本的収支の予備費として500万円を計上しております。同じ名称で混乱しやすいところですが、それぞれ収益的収支で1,000万円、資本的収支で500万円の予備費を計上しているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○弘豊委員長 樫本部参事。

○樫本上下水道部参事 では、水管橋の破損についてご説明させていただきます。

和歌山市で水管橋の破損の管がありました後すぐに調査を行いまして、今のところ調査について異常は発生しておりません。

以上です。

○弘豊委員長 千葉課長。

○千葉料金課長 それでは、料金課が関わります質問番号4番の銀行以外の引き落としについてお答えさせていただきます。

現在、摂津市では、口座振替ということで銀行引き落としのほかに、銀行の窓口にご自分で持って行っていただく銀行納付、あとご自分でコンビニで支払ってもらうコンビニ納付、あとは、上下水道部の窓口、宿日直でもやっているんですけれども、窓口納付ということで4種類ございます。

口座振替につきましては、2月28日までで、13万件ほどありまして、あと先ほどの銀行、コンビニ、窓口納付につきましては、自主納付という言い方をしているんですけれども、こちらにつきましては6万1,400件ほどございます。

あとクレジットカードの支払いということでご質問があったんですけれども、クレジットカードにつきましては、近隣の市町村につきましても問い合わせをさせていただくんですけども、令和3年8月現在で、大阪府内で実施の予定をしているところが5市ぐらい、実施済みが1市ということで聞いております。クレジットカードの引き落としの手数料につきましては、口座振替手数料、コンビニ納付、あと令和3年4月からやっているキャッシュレス決済の手数料と違って、クレジットにつきましてはその水道料金に対しての手数料ということで変動になってしまうので、今いろいろと研究しているところでございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 ありがとうございます。



では、2回目の質問をさせていただきます。

会計年度任用職員の人数に関しては理解しました。ありがとうございます。

2番目の質問、予備費の件ですけど、予備費がどういう使われ方をされるかというのを教えてください。

3番目、異常なしということで、引き続きああいふ事故が起きないように点検をよろしくお願いいたします。

クレジットカード払いの件ですけど、やはり手数料が高くなるので難しい問題もあるかもしれないですけども、支払いしやすくなるように、難しいかもしれないですけども、これは引き続き進めてください。これは要望となります。

2回目は以上です。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、質問番号2番の予備費についてお答えいたします。

予備費については、毎年度、当初予算をそれぞれ計上させていただいております。その中でその年度に実施する事業を網羅して予算として計上しておるんですけども、その年度、執行していく中で、どうしても突発的な事故とか、そういったものもございます。そういった事故への対応のための緊急的な支出に対してこの予備費を適切な科目に計上した上で執行すると、そういうものになっておまして、先ほども申し上げましたように、大体が事故関係です。事故とか、訴訟の委託とか、そういったどうしても当初予算を編成する中で、想定をなかなかしにくい費用に対して支出するものとして計上しております。

以上です。

追加ですけども、収益的収支1,00

0万円で、資本的収支が500万円と、このあたりの金額も違っておるんですけども、収益的収支については、先ほど言った修繕関係のほか、消費税関係の支出があった場合にこちらから支出することがございますので、金額的には少し多くなっております。

以上です。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 ありがとうございます。本当に和歌山に応援も行っていただいて、私の親戚も和歌山市内に住んでるんですけど、非常に助かったと喜んでおりました。

財政が非常に厳しいとは思いますが、引き続き安全な水を提供していただくために、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 予算書8ページの受託工事収益が前年より900万円多くて、受託事業が700万円多いんですけども、ご説明いただければと思います。

同じく8ページの雑収益について、その内訳を教えてください。

資産消耗費が2,000万円ふえているんですけども、その詳細について教えてください。

9ページの収入の中で資本的収入が2億円ぐらい令和3年度と比べて下がったのは、大体どういうことか教えていただければと思います。

5番目、交付金返還金が170万円ほど多いので、そちらの内容についても教えてください。

次に、20ページの特務手当があるんですけども、これの具体的な内容を教えてください。

25ページについては、出口委員の質問とかぶるかもしれないんですけども、他会計からの異動による増が5人あったのは何か戦略があったのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

12ページに戻ります。

雑支出が4,000万円ぐらい減っているので、前年と比べて何か要因があったのか、教えてください。

15ページの固定負債合計が1億7,000万円ふえたので、これの内訳について教えてください。

以上です。

○弘豊委員長 では、順番に答弁を求めます。

樫本部参事。

○樫本上下水道部参事 では、一番最初の質問の1番、8ページの受託収益についてのご説明をさせていただきます。

これは水道の、例えば、35ページに収入の、内容が書かれてはいるんですけども、公共下水道工事に伴う給配水管の移設工事や連続立体事業における設計の委託料と、このような工事とか、委託での数の大小によって金額は毎年変わっていく性質のものでございます。

この工事につきましては、全て工事の発注は我々でするので、支出もあるんですけども、その分に見合った事務費を加えた分が収入という形でここへ入ってくるというものでございます。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、質問番号2番、8ページのその他営業収益の雑収益の減少についてお答えいたします。

こちら、雑収益については、大きく二つ計上しております。まず一つは用地占用料、関電の電柱とか、あとは自動販売機を

設置される業者から土地代として頂いているものとなっております。

もう一つが、水道施設課で計上しております、一般細菌に係る採水の運搬費用について計上しております。こちらが令和3年度から令和4年度に比べて154万2,000円減少しております。全体としてこの減少額となっております。

続きまして、3番の資産減耗費でございます。

資産減耗費については、資産を除去した場合にその資産が価格が残っていた場合、費用として計上するものになっております。令和4年度につきましては、千里丘送水所の受変電設備の更新を予定しておりますけれども、その受変電施設の設備について、価値がまだ残っておりますので、更新に伴ってこの資産減耗費を計上いたしております。

続きまして、質問番号4番、予算書9ページの資本的収入の減少の要因についてお答えいたします。

資本的収入につきましては、多くは企業債というものになっております。この企業債は、施設改良、管の整備とか、施設の更新とか、そういったものをする際に企業債として公的機関からお金を借りたり、銀行からお金を借りたりして、その財源に充てるものとなっております。これについては、事業費に応じて収入も決まっておりますので、令和4年度については施設改修費用等が減少したため、この資本的収入の企業債についても減少しております。

それから、続きまして、同じく9ページの支出の交付金返還金でございます。

交付金につきましては、これも一定の更新費用に対して国から交付金等を頂いております。頂く際には、消費税を含んだ金

額で交付金を算定して、交付金を収入いたしておりますけれども、消費税の関係で、消費税を負担しなかった場合、その分については、国に返還しなければならないというルールになっておりまして、210万4,000円につきましては、令和3年度に収納いたしました交付金に係る返還金となっております。

続きまして、質問項目6番の特殊勤務手当についてお答えいたします。

特殊勤務手当につきましては、幾つかございますけれども、主なものといたしましては、水道料金の徴収に従事した職員に対する徴収業務等従事手当、それから、水道管の修繕等に従事した職員に対して支給する修繕作業等従事手当、そういったものが代表的なものとなっております。

それから、12ページ、の雑支出についてお答えいたします。

雑支出については幾つかこれも項目があるんですけれども、経営企画課に係るものに関しましては、消費税の計算上、またこれも控除対象外消費税というものがございまして、消費税の計算過程において、実際には支出していないけれども、予算として経理しなければならない費用というものがございまして、そういったものをこの雑支出で計上しております。

それから、続きまして、15ページの固定負債の主な内容についてお答えいたします。

固定負債につきましては、こちらにありますように、企業債、それから、退職手当給付引当金、それから、修繕引当金等がございますけれども、一番大きなものといたしましては、先ほども申し上げました企業債、施設とか、管の整備の際に発行した、いわゆる企業債、借金が主なものとなって

おりまして、近年、水道管の整備を大分計画的にやっておりますので、この企業債がふえてきている状況になっております。

それから、人件費です。先ほどの会計年度任用職員の件で、先ほども答弁申し上げましたけれども、業務費で今回4人分計上させていただいております。令和3年度については、配水給水費においても会計年度任用職員の給料を計上しておりましたけれども、そちらを今回整理したことによってこの増減が出てきているという状況になっております。

以上です。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 委託の大小によって収入が変わってくるということですが、2回目の質問として、委託されるものは自然発生的なものなのか、あるいは、やはり収入が余りにも予測できない状態だと運営が難しいと思うので、そういったものはある程度予測がつくのか、予測がつかないのかということをお聞かせください。

雑収入について、自動販売機の設置をしたら、その部分の土地の占用料が入ってくる、そういった収入もあるんだということで理解いたしました。

3番目は千里丘変電所の資産に対しての金額ということで理解いたしました。

4番目の企業債についてですが、施設改修費が減少したためということだったので、こちらについても、ある程度予測できるものなのかどうかをお聞かせください。

5番目について、消費税を最初に負担するか、後ほど支払うかの違いということで理解いたしました。

6番もそういった消費税に関するということと理解しました。

7番目の固定負債についても、水道管の工事がふえたり減ったりすることで変わってくるということで理解いたしました。

水道管については、東京都よりも大阪府の方が老朽化が進んでいるということが経済紙の記事になっていました。現在摂津市において、大体何割ぐらいが老朽化して更新の対象になっているのか、お聞かせいただければと思います。

特殊勤務手当について、水道料金の徴収とか、水道管作業ということで、主にその二つが特殊勤務の対象ということで理解いたしました、ありがとうございます。

職員数の問題について、やっぱり職員の高齢化、20代、30代の職員が非常に少ないということが以前から言われていたので、今回若手職員がふえたのかと思ってしまって質問したんですけれども、やはり経験が非常に大事な水道事業ですので、若手の方をふやして技術継承していく努力をいただければと思います。こちらは要望としてお願いいたします。

2回目は以上です。

○弘豊委員長 樫本部参事。

○樫本上下水道部参事 では、質問一つ目の受託工事の収益について、見通しがあるのかどうかというご質問についてお答えさせていただきます。

我々の水道工事の場合主にあるのは、公共下水道工事の埋設に伴いまして、水道管が障害になるから移設をしてくださいというものがあります。これは大体予算が決まるときぐらいまで、翌年の分につきましては大体秋ぐらいまでには決まっております。これも実際工事を行いまして、地下埋設の状況、あるいは、工事の工夫によって、その移設が発生をしないという場合もあります。ただ、やはり一応机上では支障

になるということは前もって分かっているところは、水道の移設についてはそのような形でさせてもらっています。

また、令和4年度につきましては、阪急電鉄の連続立体交差事業に係る、今までと違う特別な要因で多くなっております。これはどこを移設しなければいけないかというのを協議しておりますので、予算を組むまでにはおおよそこの範囲をすることは決められております。

以上です。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、企業債の関係で、先々の予測ができるのかというご質問だったかと思うんですけれども、この企業債については、先ほども申し上げましたように、事業費の一定割合、今ですと事業費の65%を賄う金額について企業債を発行しているという状況になっております。毎年度予算を編成する上で、担当課から次年度の事業量、工事の概要について内容を確認した上で、歳出予算として計上しております。それに対して企業債を収入として計上するという事になっております。

毎年の予算についてはそういう形で金額を決めておりますけれども、先々の金額についても、計画的に更新をしていくということをやっておりますので、箇所についてはまだ決まっていない部分もございますけれども、おおよその事業量としては先々、この年にはどれくらい、この年にはどれくらいという形で計画を立てておまして、それを具体化したものが予算であると認識していただければと思います。

以上です。

○弘豊委員長 樫本部参事。

○樫本上下水道部参事 では、経年管につ

いてのご質問についてお答えさせていただきます。

一応法定耐用年数が40年で、そこを境に経年管となってくるんですけども、令和2年度末におきまして、摂津市の経年管率は46.1%という形になっております。決してこれはほかの市町村に比べて低いわけではありません。かなり経年化されているとは認識をしております。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 2回目の質問に対する回答をありがとうございます。阪急電鉄の連続立体交差事業や今後は千里丘駅西地区の再開発もありますし、正雀エリアの道路整備もあります。大きな工事が続くと思うので、しっかり予算を立てて、実行できるように要望としておきます。

経年管について、これは破損したり破裂したりしてしまったら、先ほど出口委員もおっしゃっていましたが、たくさんの方々に、市民はもちろん、摂津市内を通られる方にもご迷惑をおかけすることにもなりますし、生活にも影響が起きますので、計画を立てて、しっかり実施できるように、要望としておきます。

以上です。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 何点かお尋ねさせていただきます。

まず、1点目ですけども、3ページで、年間総給水量とか、給水人口とか書いてあると思うんですが、その中で給水人口は、令和4年度は減るという予測を立てられており、その一方で、給水コストはふえていると。また、年間総給水量とか、1日平均給水量は増加となっていますから、人口が減っているけれども給水量がふえている要因についてどういう分析をされてい

るのかお尋ねしたいと思います。

2番目ですけども、予算書の30ページで債務負担行為が計上をされています。その中の確認ですけども、上から二つ目の建物等総合管理事業があります。令和4年度といたしましては1,028万2,000円が債務負担とされているんですけども、その中で、令和3年度の予算書においては、令和3年度から令和4年度ということで1,171万7,000円が計上されているんです。ということは、数字の読み方の確認ですけども、その差額は令和3年度に143万円ほど払って、令和4年度は1,028万円ほど払うという見方でいいのかどうか、それを確認をさせていただきたいと思っています。

3番目ですけども、予算書の35ページで、先ほど補足説明がありましたけども、従量料金の件でございます。

その中で、臨時用がふえているんですけども、内容について確認をしたいのと、臨時用ということですけど、これは単年度としてのものなのか、継続性があるものなのかということで確認も含めてさせていただきたいと思っています。

4番目ですけど、予算書の35ページで、土地使用料というので若干補足説明のときに触れられておられましたけども、四つあるうちの、旧鳥飼送水所跡地、太中浄水場、鳥飼送水所、この三つがふえていると思うんですけども、その増額の内容について確認をしたいと思います。

5番目ですが、予算書の47ページ、歳出で、水道料金システム保守業務委託料が291万5,000円ということですが、委託の内容についてご説明をお願いをしたいと思います。

6番目ですけども、歳出の51ページ

で、職員研修費については、先ほど技術的なものというふうに触れられていました。職員の研修費で22万3,000円が計上されているんですけど、その研修内容は、どういう内容なのか、それを今後どう展開されていくのかということで1回目お尋ねしたいと思っています。

次、7番目ですけれども、51ページで、保険料の中で、水道賠償責任保険料が計上されておりまして、令和4年度は86万5,000円で、令和3年度に対して倍ぐらい見ておられるということなので、その増額の理由についてお尋ねしたいと思います。

8番目ですけれども、51ページで、固定資産除却費が計上されています、2,913万円について、固定資産除却費の内容の確認させていただきたいと思っています。

最後9番目、経常利益のことについて確認ですけれども、私が計算した限りでは、経常利益というのが、令和3年度の予算は令和2年度の決算に対して減っている。令和4年度の当初予算も、令和3年度の当初予算から見た限りは経常利益は減っていると読み取れたんです。その辺の経営的なことで認識をどのようにされているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、補正予算ですが、17ページで、概略説明もございましたけれども、公共下水道工事等に伴う給配水管移工事が減少したということでありました。これは下水道事業の理由ですけれども、その理由について確認も含めてさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○弘豊委員長 それでは、答弁を求めます。

樫本部参事。

○樫本上下水道部参事 では、村上委員の一つ目の質問にお答えさせていただきます。

す。

給水人口が減りながら、戸数がふえて、1日当たりの給水量がふえているということについてのご質問ですけど、給水人口が減ってしまっていて、戸数がふえるということは核家族化という形になってきていて、その分が反映されていると思われま

す。また、給水量につきましてですけれども、やはり事業用の水、会社へ配水する量がありますので、その辺、計算の中で人口の数が減った分ですけれども、事業用の給水量の落ち込みが大きければ、給水量が減ってくるという形にはなるかと思っております。

事業用の給水量の影響が大きいと、そういう理由だと考えております。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、質問番号2番の予算書30ページ、債務負担行為に関する質問にお答えいたします。

債務負担行為に関する調書、こちらの表は、委員がおっしゃった2行目の建物等総合管理事業でいいますと、当該年度以降の支払い義務発生予定額、これが期間4年、それで、金額が1,028万2,000円になっていると。こちらの考え方についてということだったんですけども、これにつきましては、当初債務負担行為を設定する際に、債務負担行為に係る期間、限度額、内容、こういったものを定めさせていただいております。これを設定した後に契約行為をし、事業を執行していくわけですけれども、複数年度にわたる事業となっておりまして、それに係る執行額がだんだん積み重なって行って、それに対して当該年度以降の支払義務発生予定額が減っていくというものになっております。ですから、この支払義務発生予定額の横の前年度末ま

での支払義務発生（見込）額、こちらが事業を進めていく上でだんだんとここに数字が積み重なって、その分当該年度以降の支払義務発生予定額が減っていくというものになります。

そのため、この前年度末までの分と当該年度以降の数字を足しますと、この限度額1,598万5,000円に合致するというようになっております。

以上です。

○弘豊委員長 千葉課長。

○千葉料金課長 それでは、質問番号3番の水道料金の従量料金の臨時用の件についてお答えさせていただきます。

まず、臨時用ということですが、こちらにつきましては、臨時給水ということでございまして、給水の保証金でございます。給水保証金ということで、工事をするときなどにまずお金を口径13ミリと20ミリについては5万円を先にお支払いいただいて、口径25ミリ以上については10万円、50ミリ以上については管理者が定めるということで、まず保証金を入れてもらって、そこからまた差金を返すということでさせてもらっているのが、臨時給水、給水保証金のことです。

これですが、予算を設定させていただくときに、令和元年度と令和2年度については、コロナの影響とかで、使用については横ばいだったんです。令和元年度、令和2年度が1,300万円ほどあったんですけども、見込みとしてそれが400万円ぐらい上がるだろうということで、臨時用ということで、今回予算としてあげさせていただいています。予算としては前年から646万円ほどあげさせていただいています。

あと、継続か、臨時用かということですが、工事ということでさせていただく

ので、継続は余りないと思っております。

以上でございます。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、質問番号4番の土地使用料についてお答えいたします。

土地の使用料につきましては、委員もおっしゃっていただきましたように、太中浄水場の用地使用料とか、旧鳥飼送水所跡地の土地の使用料、こういったものになっております。

これら使用料につきましては、平成30年に一応使用料の算定根拠を見直しさせていただきまして、その際に旧の使用料と新しく設定した使用料、この差が大分乖離してしまっていたので、激変緩和措置を取ということで、減免割合を少しずつ減らしていく、金額を高くしていくという取決めを一般部局とさせていただいております。

そのため、令和3年度の使用料については6割減免としておりましたけれども、令和4年度については最終の5割減免という形にさせていただいております。そのため、先ほど委員がおっしゃった土地の使用料が増額になっているという状況でございます。

以上です。

○弘豊委員長 千葉課長。

○千葉料金課長 質問番号5番の水道システムの委託内容の件でございます。

水道料金システムにつきましては、再構築ということで取り組んでおまして、まず、今ある既存の水道料金のデータの精査です。特殊な環境ということで、マッキントッシュを使っているもので、それを将来的にはウィンドウズのクラウド化ということになるので、内容のデータの精査ということから始まりまして、あとデータの移行

作業、マッキントッシュからウインドウズにデータ移行ができるかどうかということで、そのデータ移行のテスト、それで、移行の計画とかも策定した上で、試験稼働したうえで稼働までこぎ着けるということです。あとは、検針員がハンディターミナルという機械を使っていて検針をしていたんですけども、それもスマートフォンでの検針に変わるので、職員と検針員の操作研修もごさいます。あとは今回新しく新事業として、水道のポータルサイトということも併せてほぼ同じ稼働ということで見込んでおまして、今委託の準備をさせていただいております。

以上でございます。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、質問番号6番、予算書51ページの研修費の内容についてお答えいたします。

研修費については、金額的には令和3年度と令和4年度を比べますと若干減っておりますけれども、この中で予定しております受講数についてはふやしております、充実を図っておるところでございます。

予定の受講人数につきましてもふえておまして、受講数でいきますと、令和3年は七つの研修を予定しておりましたけれども、令和4年度は九つの研修を予定しております。

人数につきましては、受講者数、令和3年度9人を予定しておりましたけれども、令和4年度は11人を予定しているというものになっております。

また、この研修の内容につきましても特にふえているのが、技術系の研修をふやしております、今後も水道事業を運営していく上で、職員の技能の継承、そういったものに寄与していける研修をしていきたく

いと考えております。

それに加えて、担当課でも課内で研修会を実施したり、OJTを実施していただいておりますので、そういった面で外部の研修と内部の研修と、それぞれ実施をして、技術継承をしていっていただきたいと考えております。

続きまして、質問番号7番、同じく51ページの保険料の増加の理由でございます。

この保険料については、基本的には水道管の延長等に基づいて保険料が決定されるものとなっておりますけれども、過去3年間の保険料の支払いが多額になった場合、割増しをするという算定になっておまして、令和2年10月、千里丘で発生しました、水道管漏水によるガス管の破損事故、その際の損害賠償の額が890万円余りあったんですけども、これに対して同額が保険金として支払われた関係で令和4年度の保険料が増額になっているという状況でございます。

続きまして、質問番号8番の同じく51ページ、固定資産除去費でございます。

これにつきましては、先ほど西谷委員からもご質問がありましたけれども、内容としては同じものになっておまして、増額の理由としては、千里丘送水所の受変電施設の除去というものですけれども、これはあくまでも資産を入れ替えたり、資産を廃棄するときに帳簿上、価値が残っていたら固定資産除去費として費用計上するというものになっております。

続きまして、質問番号9番の経常利益についてでございます。

経常利益につきましては、委員がおっしゃったように、年々利益が減少しているという状況になっております。



これは給水収益が減少する一方で費用がふえているためにそういった状況になっておるんですけれども、費用については固定資産の減価償却費、そういったものが近年ふえてきておまして、それ以外にも動力費、燃料費関係の単価が高騰していること等もございまして、費用が増加していると。これについては様々な経営努力をして、少しでも経費節減に努めて、経常利益の確保を今後もしていきたいと考えております。

以上です。

○弘豊委員長 樫本部参事。

○樫本上下水道部参事 では、補正予算についての移設工事の減少の理由ということですが、これは下水道工事について1か所、当初は移設を予定しておいたところが、何とか移設をせずに工事ができたということで、この工事自体がなくなったという形で減少しております。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 じゃあ、2回目何点か質問も含めてですが、要望するところは要望の項目とさせていただきたいと思っています。

一番最初の業務の予定量ということで、先ほど給水人口等々の件でお話をさせていただきましたけれども、核家族化もあって、戸数はふえているけども人口は減っているというご答弁でありました。

ただ、一方で、企業の分がふえているんだというお話でございましたけれども、確認も含めて教えていただければと思うんですが、料金とこの給水量、この二つの項目について、一般家庭用と事業用はどのくらいの比率であるのか、ということをお教えいただきたいと思っています。

2番目の債務負担行為につきましては、

総額が変わっていないということでしたので、その確認をさせていただきましたが、この点は分かったのでありがとうございます。

次、3番目でございます。

従量料金の臨時用ということでございます。これは工事の関係のことなので、これについては内容確認でしたので分かりました。ありがとうございます。

4番目ですが、土地使用料についてですが、減免がなくなってくるということでありました。確認ですけども、減免がなくなってくるということは、この使用料を支払う方の負担がふえてくるのかと思います。その辺をどう認識されているのかということで2回目、お尋ねしたいと思います。

5番目ですが、水道料金システム保守業務委託料で、システムを変えていくということでした。現行のハンディターミナルでの検針がスマホに変わってくるということですが、このシステムを入れることによる効果をごどのように認識されているのかをお聞きします。それと、開閉栓の手続は、使用状況照会がオンライン化されていると思うんですけども、そのオンライン化での効果をどういうふうに見ておられるのか、2回目お尋ねしたいと思います。

6番目ですが、個人の技術を高めていくという面では、研修は本当に必要な部分だと思いますし、やっぱり現場に行って、やっと技術というものを勉強できるという部分もあるかと思えますから、こういう研修はしっかりとこれからも継続をして、技術の継承、技術の向上という面で、ますます費用対効果を高めていただくような研修をお願いしたいということで、要望としておきたいと思えます。

7番目の水道の賠償責任保険料の件で

ございます。

事故があれば保険料が上がるということであったと思います。今後は老朽管の解消等もしていかないといけないので、その設備の点検において事故のないように、これからも取り組んでいっていただきたいということで、要望としておきたいと思えます。

8番目の件でございます。固定資産の除却の件につきましては分かりました。ありがとうございます。

9番目で経常利益のことですけれども、下水道事業もそうですけど、水道事業においても、やはり公営という名前がついているけれども、やっぱり一つの企業ということで、収支のやりくりをしていかなければいけないと思います。企業なので、給水収益とか、受託の工事とか、そんな様々なもうけをしながら、歳出を減らしていくという、こういう経営努力はこれからも必要なことだと思います。そういうやりくりをしながら、今後見込まれております水道料金の値上げは慎重に考えていただいて、極力その時期を後に延ばしていけるような経営努力というのをしっかりとさせていただきたいというので、これは要望としておきたいと思えます。

10番目、最後ですけれども、補正の部分でございます。下水道の工事がなくなったということで、これは下水道の設計努力によるものなのかと思えますけれども、移設の工事についてはどうしても上下水道でリンクをしてくるものだと思います。

ただ、市内の道路の掘削という面では極力工事が無いほうが良いので、そういう面も含めて、これから移設工事は極力回避していただけるように、下水道事業ともその調整をしながら取り組んでいっていただ

きたいということを要望としておきます。

以上です。

○弘豊委員長 榎本部参事。

○榎本上下水道部参事 では、村上委員の2回目の質問で、事業用の分と一般の家庭用の分についてですけれども、金額ですけれども、大体全体の18%程度が事業用の料金になっているという構成になっております。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、質問番号の4番の2回目、土地の使用料についてお答えいたします。

土地の使用料、貸付先は消防の庁舎の使用料、それから、ゲートボール場の使用のための土地ということで、貸付先は消防総務課と、それから高齢介護課、この二つの課に貸付けをいたしております。

消防総務課に貸付けをしているものにつきましても、公用の使用ということで減免の規定はございませんけれども、高齢介護課に貸付けいたしておりますものにつきましても、地元の方が健康増進のためのゲートボールであったり、そういったものに使用するというので、公益性を考慮いたしまして減免をしているという状況になっております。

その減免の規定につきましても、先ほども申し上げましたように、だんだんと減免の割合を減らしてきておりますけれども、この令和4年度の減免割合、5割をもって最終的な形とさせていただき協定を結んでおりますので、翌年度、令和5年度以降は使用料についてふえていくということはありません。

また、使用料の負担増については、先ほども申し上げましたように、高齢介護課、それから、消防総務課から使用料を頂戴し

ておりますので、基本的には税で負担していただいているという状況になっております。

以上です。

○弘豊委員長 千葉課長。

○千葉料金課長 それでは、質問番号5番の水道システムの導入後の効果ということでお答えさせていただきます。

まず、セキュリティ面ということで、クラウド化ということでさせていただくので、災害にも強いということがございますし、あと使用するのがLGWANのASPということで、かなり閉ざされた世界ということで、セキュリティについても定評があるものということで聞いております。

それに、あと開閉栓につきましても、インターネットで24時間開閉栓受付ですとか、ご自身の水道使用状況の照会が可能ということで、ポータルサイトということでかなりすごく便利になるということと、あともう一つが、今のところですけど、データについては今のシステムから取り出すのをSEにお願いしてデータを取り出したりしていたんですけども、それが新しいシステムではCSV出力ができるということで、統計とかもとりやすくなるかとは思っております。

以上でございます。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 3回目は要望とさせていただきますと思っています。

まず、1点目の給水の件でございます。

料金については約18%が企業の方だということでありますから、摂津市は4,000件を超える企業等々もありますし、毎月、30万円も40万円も水道料金を使っておられるという企業もあります。これ

から人口が減ってくれば、企業の割合がふえてくるのかと思います。これからそういう面も含めて、しっかりと収益確保という面にも視線を向けないといけない部分があると思いますので、しっかりと注視をしながら取り組んでいていただきたいということで要望としておきたいと思えます。

4番目の土地使用料の件でございます。

確認をさせていただき、ありがとうございます。5割減免がこれで最終だということでございます。この補填の分は税金なので、これからこの数年使用される方々の負担もこのままでいけるということであつたと思います。ただ、このゲートボールもコロナでほとんど使用されていないところですが、また今後活発に使用されるようになれば地域の健康増進や発展にもつながってくるかと思えますから、これから整備も含めて、またしっかりと視線を地域に向けていていただきたいということを要望としておきたいと思えます。

5番目ですが、料金システムの件でございます。

検針員の業務軽減にもつながってきたらと思えます。これからスマホとなって、またさらにデータ化して、分析につながってくるのかと思えますから、こういう効果をしっかりと高めていていただくよう、これからこのシステム化についても取り組んでいていただきたいと思えます。開閉栓も24時間受付ということですから、市民サービスの向上にもつながります。ということにもしっかりと視線を向けて、市民サービスの向上に取り組んでいていただきたいということで要望として私の質問を終わりたいと思えます。

○弘豊委員長 では、三好俊範委員。

○三好俊範委員 それでは5点だけ質問させていただきます。

1点目、予算書の中で4ページ、村上委員からもあった分で、債務負担行為の中で、新しく出てきたものの内容について一度お話しいただければと思います。

2点目で、5ページの企業債で、排水管整備事業があります。老朽化等々の分に対して対応していくというものになっていると思います。市の資産ではないですけど、先ほども少し話が出ていました、各家庭に枝分かれしているものについてです。他市でよくそういう管が老朽化してきて、破裂して漏水してしまっている件が出てきています。それに関しては、個人の資産ですので、本市で修復する義務はないんですが、そういう案件について本市でも問い合わせ等々が多くなっているのかどうか、その推移についてお伺いしたいと思います。

3番目、これはずっと聞いてきておりますけども、25ページ、職員の年齢や人数の分布についてです。なかなか抜本的な対策は難しいのかと思っています。

1点お伺いしたいのが、大阪広域水道企業団に参加せざるを得ない場合において、よくあるのが、会計の問題もあるけども、職員の不足も大きな要因だという話をよく部長がされています。今のところ、毎年、1歳若返っているという形で理解できるんですけども、このままいけば、本市においてもいつか頭打ちになることがあるのかどうか、そのあたりの推移について、一度お伺いしておきたいと思います。

続きまして、4番目、委託料に関してです。

コンビニ収納業務等委託料について、これも毎年ずっと聞かせていただいていたいて、電子マネーを導入していただいたという

のは大変ありがたいと思います。この委託料の予算が前年度よりも上がっていますので、その要因についてお伺いしたいと思います。

5番目、これは先に質問がありましたが、51ページの固定資産除去費についてです。先の委員の質問の追加になるんですが、本市においては企業会計にしたのが遅いんですけど、そこから減価償却を始めていったという歴史があると思うんです。それによって減価償却が追いついていない部分があるのかと思います。なぜ追いつかず残っているものがあるのか、そこについて説明をお願いしたいと思います。

すみません、以上5点です。

○弘豊委員長 では、答弁を求めます。

谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、まず、質問番号1番の予算書4ページの債務負担行為についてお答えいたします。

まず、今回新規で計上しているものをご紹介させていただきますと、まず、一番上の施設改修事業費については新規のものとなっております。2行目の運転監視等業務委託料につきましては更新の分でございます。3番目の財務会計システムの保守業務委託料につきましても、契約としては新規ですけども、内容的には財務会計システムを更新して、それに対する保守委託料という形になっております。

4行目の工事積算システムの利用権、これについては全くの新規でございます。積算用のソフトを利用するための費用、これについて今回債務負担行為を設定させていただいております。

それから、次の5行目の料金システムの保守業務委託料、これにつきましても、料金システムを更新いたしますけれども、内

容的にはこれまでと同様、システム保守の業務委託ということになっております。

次の行のプリンター保守業務委託料につきましても、内容的には料金システムと同じ中でやっていたんですけれども、これについては別契約としてやっていくと。そのほうが経費を節減できるのではないかとということで、これは別契約にしておりますが、内容的にはこれまでも実施していたものとなっております。

下から2行目の水道料金徴収業務等委託料につきましては、一部はこれまでもやっておりましたけれども、ここについては委託業務を少し追加して契約をしていきたいと考えております。

一番下の宿日直業務委託料、これにつきましては更新業務ということになっております。

以上です。

○弘豊委員長 樫本部参事。

○樫本上下水道部参事 では、三好委員の一つ目の質問に関連する、配水管整備につきましての老朽化での修繕の推移ということについてのご説明をさせていただきます。

委員がおっしゃるとおり、給水管につきましては個人の財産になっておるんですけれども、水道メーターまでは一応事業者側の責任範囲ということで、そこまでは修繕を我々で行っているという形になっております。

修繕の件数ですけれども、平成30年度ぐらいから令和3年度ぐらいまでは高止まりの数でずっと上昇しており、あくまでも発注件数だけですけれども、我々が業者に修繕を発注する件数につきましてもかなり高い状態でずっといっていると。件数的には70件ほどのオーダーでずっと発

注しているという形になっております。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、質問番号3番の予算書25ページ、26ページにかけての職員の件でございます。

委員もおっしゃっていただいておりますとおり、大阪広域水道企業団に参加していく団体の中で、人員の問題を考えて入っていく団体があることは承知しております。しかし、本市についてはやはり人員の問題というよりも、市民の目線で見ると、市民に何かの利益がある、そういった場合について大阪広域水道企業団に参加していくことを考えていこうと、そういった考えで部内としては統一しております。

今後の職員については、令和3年4月にも水道施設課新規採用職員を配置していただいております。職員の高齢化については部の中でも大変重要な課題であると認識しております、人事課と協議している状況でございます。

新規職員の採用については市全体の問題として人事課で取り扱っていただいておりますけれども、そういった上下水道部の現状をきちんと人事課にはお伝えをして、いろいろと考慮していただいているところでございます。そういったものがこの令和3年4月1日の新規職員の採用にもつながっていているものと考えております。

今後についても、そういった状況をきちんと人事課にお伝えをして、市全体の中できちんと考えていただけるようにしていきたいと考えているところです。

以上です。

○弘豊委員長 千葉課長。

○千葉料金課長 それでは、質問番号4番のコンビニ収納業務等委託料が昨年度よ

りふえている件ということでございます。

昨年度から金額にして38万5,000円ふえておりまして、こちらにつきましては、コンビニの手数料自体は令和2年度、令和3年度の2月末までということで見積りを出させてもらっているんですけども、大体5万3,000円ぐらいで余り変わりはないんです。それ以外のものとして、口座振替のデータ伝送委託料ということで、同じ委託料のものがこちらに新たに入ったということが増加の原因でございます。

こちらにつきましては、口座振替データということで、今まではISNネット、いわゆるISDN回線で、そのデータを送っていたんですけども、令和6年1月からそれが廃止になりまして、それに代わるものということで役所から金融機関へのデータ伝送の構築となります。これは一般会計と一緒にさせてもらうということで、導入費ですとか、一般会計の口座振替をしているところと一緒にすることによって、かなりのコストダウンが見込めるということと一緒にさせていただくこととなります。

実際はこれが令和4年10月からになりますので、6か月分を計上しております。

以上でございます。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、質問番号5番、予算書51ページの固定資産除去費についてお答えいたします。

固定資産につきましては、有形固定資産については、一部を除きましてその価格の100分の95までを減価償却するというルールになっております。そのため、使用期間が満了しても5%の価値が残りますので、価値がゼロになるというわけではないために、この固定資産の除去費が発生

するものとなっております。

千里丘送水所の受変電設備については取得価格が高かったため、その5%相当分もかなり高額なものになっておりまして、そのため令和4年度も除去費が膨らんでいるというものになっております。

以上です。

○弘豊委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。

では、2回目お聞きしていきたいと思えます。

一つ目、債務負担行為についての説明、概略という形でしていただきました。内容については理解したところはあるんですが、またおいおい個別で聞いていきたいと思えます。内容については理解したので大丈夫です。

二つ目、修繕の部分で、70件ほどあるということです。

個別に対応するのは、なかなか難しいと思うんですけど、老朽化してきたそれぞれの給水管については、システム等を使ってある程度は予想がつくと思うので、例えば広報とかを使って、見直ししてみませんかというような呼びかけみたいなものをしてみてもいいんじゃないかと思えます。

破裂してしまってから修繕に走ったとしても、その方も困りますし、市としても、漏水で水が地下に失われて水道料金を徴収できないわけですから。まさか自分の家の水道管が壊れるなんてって、多分考えてもいないと思うんです。この注意喚起は、今後考えていってもらえればと思えますので、要望としておきます。

続きまして、3番目かな、職員の年齢に関してです。おっしゃっていただいたように、いろいろ考えて、職員が高齢化しようが、それが摂津市民のためにならないので

あれば、大阪広域水道企業団に参加しないというのは、理解できますし、私もそう思います。

以前にも答弁いただきましたけれども、技術や技能については、やはり経験の差がすごく大きいという話をされてきました。それを養成していくには長い年月がかかるとおっしゃっていましたが、こちらに関して、先ほどの給水管の修繕とかもそうですけど、本当にこれから先、いろんな技術が必要になる場面がますますふえてくると思うので、これまで以上に技術を持った人員の数がようになってくると思います。

その配置に関しては、より慎重に、より計画的にさせていただきたいと、これも要望としておきます。

次に、コンビニ収納に関してです。出口委員からもありましたけど、私はずっと電子マネーとか、コンビニ収納、クレジットカード払いをやってほしいという話をさせていただいて、もう5年ぐらいたつかと思えます。令和3年度から電子マネーに対応させていただいて、まだ1年たっていないので、数字が出ないかもしれないんですが、どの程度の利用率が見込めているのか、現状を教えてください。

少ないのであれば少し見直しも必要だと思いますし、その辺を一度教えていただきたいと思えます。

5番目、固定資産除去費について、100分の95、常に5%残るということで以前にも聞いておりました。

令和4年度に関しては、母数が大きい部分があったので金額が上がったということです。使い続ける限り最終的に5%ずつ残っているという感覚だと思うんですけど、これは平準化できているのか、そこ

だけ教えていただきたいと思えます。

同時期に一気に敷設した経緯がありますので、この5%がまとめて押しかかってくるのがないのか、そこに関して一度教えていただきたいと思えます。

2回目、以上です。

○弘豊委員長 千葉課長。

○千葉料金課長 それでは、質問番号4番、2回目の今の利用率ということでお答えさせていただきます。

今最新で2月の28日までの収納部分ですけれども、キャッシュレス決済ということで、今、件数2,795で、全体の割合として1.5%です。

それ以外のコンビニですとか、あと窓口、それと銀行でご自分で払いに行くのが、5万8,572件、これが30.5%、自主納付としては、この二つを合わせて32%、それ以外の口座振替が13万552件で68%、トータルで100%になります。

以上でございます。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、質問番号5番の除去費の平準化についてお答えいたします。

水道事業では、令和元年度に水道事業経営戦略を策定いたしております。そこで今後の収益の見通しでありますとか、施設の更新の見込みを計画として立てております。

その中で、費用として減価償却費、それから固定資産の除去費、こういったところが大きな金額になっておりますので、一定程度の経費を見ております。

そこで、更新に伴って除去が発生いたしますので、更新も平準化いたしておりますので、除去についても一定程度の平準化をして費用として見込んでいく状況になっ

ております。

以上です。

○弘豊委員長 三好委員。

○三好俊範委員 3回目、ありがとうございます。

1点、質問し忘れていたんですけど、確認させていただきます。企業債の金利については、どういう傾向なのか、上がり傾向なのか、今までと一緒なのか、そこだけ教えていただきたいと思います。

2点目、キャッシュレス決済が2,795件で全体の1.5%ということで、1年目でそこまで認知度も上がっていない中では思ったよりは件数があつたのかと思います。

このキャッシュレス決済について、クレジットカードの採用はずっと要望させてもらっていて、手数料については受益者負担でいいからやったらいいんじゃないですかと言ってきました。クレジットカードを導入している市で手数料を受益者負担している市が、たしかあつたと思うので、本市において導入できない理由をもう一回詳しく教えていただきたいと思っています。

5番、最後の分、固定資産除去費に関しては、平準化されているということで、理解しました。結構大きな金額になりますので、そこに関しては安心しました。今後もしよろしく願いいたします。

3回目は以上です。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 企業債の借り入れ利率の近年の傾向というご質問にお答えいたします。

水道事業につきましては、企業債を借りる際には、大阪府知事と協議をして、おおよその借り入れ先も協議しながら同意を

もらって借りるという流れになっておりまして、水道事業については、財務省からの借り入れ、それから地方公共団体金融機構、これは全国の公共団体から出資してつくっている団体ですけれども、そういった公的資金と呼ばれる資金からの借り入れのみとなっております。今のところ企業債の残高のうち、銀行等の民間から借りている資金はない状況になっております。

ただ、財務省、それから先ほど申し上げました地方公共団体金融機構から借りている金利につきましても、平成の当初はかなり高い金利でございました。その分がまだ若干残っておりますけれども、近年は金利が低下してきておりまして、直近もそんなに大きく金利としては、上がってきている傾向はないものと考えておりますが、社会状況に応じて、最近いろいろとございますので、金利の情勢については、注視をしていきたいと考えております。

以上です。

○弘豊委員長 千葉課長。

○千葉料金課長 それでは、三好委員の質問番号4番、3回目、なぜクレジットカードで料金の引き落としができないかということについてお答えさせていただきます。

私が令和3年4月に料金課に着任させてもらって、そのときにキャッシュレス決済ができるということで、すごく便利になったと私も感じました。逆に、クレジットカードができていないのは何でだろうと私も思ったんです。

いろいろ調べさせていただいたときに、分かったことをお伝えをさせていただきます。

まず、先ほどもあつたんですが、口座振替手数料は、今10円でございます。あと



コンビニ収納手数料は55円ということで、これは水道料金に関わりなく、1件当たりの手数料の金額が決まっています。1件当たり固定の金額ということになります。クレジットカードにつきましては、水道料金自体に対して手数料1%から3%ということで、変動になってしまうということと、受益者負担を考えたときに、水道料金につきましては、位置づけとして商品の代価ということになるということです。商品の代価であって、カード決済する場合の手数は、カード会社の取り決めにより、現金払い利用者とクレジットカード払いの利用者との間に差が出ないように、決済手数料を利用者ではなく加盟店、水道料金については水道事業者が支払うことになっています。もし決済手数料を利用者、いわゆる受益者負担にすることによっては、規約違反ということになりかねないということが分かりました。

それでは税金につきましては、総務省で、全体的に標準化して、クレジット支払いできるということで、これが平成18年の3月13日付の総務省の通知によって、納税者本人に手数料負担させてもいいということらしいです。

何故かという、これは法令に基づく納税義務ということで税金が位置づけされるので、国税ですとか地方税につきましては、利用者負担でもいいという一定の見解ができています。

それでは、逆に言えば変動しますし、またポイントがついたりということになるので、公平性に欠けてくるのかということもあって、今のところ慎重に研究させていただいている途中になります。

以上でございます。

○弘豊委員長 三好委員。

○三好俊範委員 3回目、ありがとうございます。

クレジットカード払いの件、私の記憶違いかもしれませんが、受益者負担でやっていた市がたしかあったと思うんです。もう一回調べてみます。

ただ、やっぱりクレジットカード払いは便利だと思うので、私が話を聞いたところでも、別に手数料を取られてもいいからクレジットカードで払いたいという人が結構多くいます。例えば、クレジットカード決済の申し込みをしていただくときに、手数料に充てるための何か固定の費用を頂くであるとか、カード会社を絡まさないで、何かやり方としては別にあると思うんです。

徴収率については、滞納が多くなって、それに対して督促の手紙を出すぐらいであれば、便利な決済方法をふやしたほうが徴収率も上がるんじゃないかと思います。

結果的に督促を出す切手代やら人件費やらを考えたら、マイナスにはならない可能性もあるんじゃないかという話をずっとさせていただいたと思います。サービス向上の面もありますけど、職員側の手間も減らせるようになるかもしれないので、なるべく導入に向けて前向きな検討を進めていただきたいと、要望しておきます。

企業債の利率は上がっていないということで理解しました。

最近社会情勢が危ういので、これからまたもしかしたら利率が上がってくるのじゃないかと危惧しているところです。

先ほどおっしゃられたように、銀行とか民間企業からは一切借りていないということなので、なかなか難しいところあると思うんです。推移を注視していただくよう、よろしく願いして質問終わりたいと

思います。

以上です。

○弘豊委員長 それでは、嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 私も何点かお聞かせいただきたいと思います。

まずは、施設改修で、今回千里丘送水所の受変電設備の更新が計上されておられます。

この内容については、単純な更新ということでもいいのか、また新たな機能が加わるのか、少しその点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、これも以前から申し上げていることかもしれませんが、私は戦略的に、太中浄水場の井戸水については、くみ上げる量を減らしていき、延命化を図っていくべきでないのかと思っています。令和4年度でその考え方についてどうなのか、その点も一度確認をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、これは村上委員もおっしゃっておられましたけれども、研修について、令和4年度は、研修を受講する人数もふやしていくと、またその受講する講座もふやしていくということですが、今の技術的なところも含めて課題意識をどの辺りに持っておられるのか。

例えば、水質の管理のことであるとかね、いろんな課題があったと思うんですけども、令和4年度どういった課題意識をもってこの研修を考えていかれるのか、その点についてもお聞かせいただきたい。

それから最後に、令和4年度も施設、そしてまた基幹管路を耐震化していくと思っていますけれども、令和4年度1年間事業を終えたときに、どういった姿を期待されるのか、その点についてもお聞きしたいと思います。よろしく願いいた

します。

○弘豊委員長 樫本部参事。

○樫本上下水道部参事 では、嶋野委員の1回目のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、受変電設備についてですが、これは令和3年度から受変電設備の更新工事は行っておりました。これも機能的には今のままの機能を新たに更新ということで、設備が新しくなって信頼性の向上ということは効果としてはあると、このように考えております。

次に、太中浄水場の自己水の井戸のことについての考えですが、これにつきましては、令和4年度につきましては太中浄水場の井戸の洗浄を1本させていただきます。

その井戸につきましては、出水が大分落ちてきているということもありますので、これにつきましては、くみ上げの増強を図りたいと考えてはおります。

ただ、くみ上げの揚水量につきましては、やはり延命ができる程度のくみ上げの量ということで、今のイメージ的には令和3年度の量が大体基本になるのかと。それでいけば恐らくもう少し長く使えるのではなかろうかと考えております。

ただ、井戸の状況によりまして、また変わってくると思いますが、今の時点ではそのように考えております。

以上です。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、3番目の技能研修について、令和4年度の課題意識、どういったところになっているのかということでございます。

令和4年度は、研修といたしましては、技能系の研修を少し令和3年度よりもふ

やしているところでございますけれども、委員もおっしゃっていただいておりますとおり、水質管理に係る部分の職員の手当については、今回の研修費用としては見ていない状況ではございますけれども、水道事業、安心安全な水を供給していく上では、水質管理については、大変重要なものであると認識しております。

そういったところで、水道施設課においても職員間でいろいろと技能研修をしていただけるように課内研修等の充実を図っていただきたいと経営企画課としても思っておりますし、担当課においても、同じように水質の部分の職員については課題があるという認識を持って協議を進めております。

そのほかにもいろいろと課題がございますけれども、担当課ときちんと意思疎通を図りながら、人事課に協議すべきところは協議していきたいと考えております。

以上です。

○弘豊委員長 樫本部参事。

○樫本上下水道部参事 では、嶋野委員の質問で令和4年度の末の耐震の関連についての1年後の状況についてというご質問についてお答えさせていただきます。

まず、水道施設ですけれども、配水池につきましては、令和4年度におきまして中央送水所の1号配水池、完成しまして供用開始します。

引き続き、令和4年度から2年間かけてですけれど、中央送水所2号の配水池の今度耐震補強工事ということで、潰すのではなくて、鉄筋の補強をすることで耐震化をしていくということを予定しております、これができるときには、当初予定していたものについては出来上がるという形になります。

引き続きまして、管路の耐震化ですけれども、令和2年度につきましては、耐震化の基幹管路が32.38%、それから全管路で11.18%という形になっております。

大体毎年管路全体につきましては、1%ずつぐらいの耐震化率を上昇させていますので、令和4年度につきましては、13%程度までは全管路としてはやっていきたいと、このように考えています。

基幹管路に関しましてですけれども、基幹管路につきましては、現場状況もかなり厳しいところがあります。引き続き続けていくところではあるんですけど、若干伸びが下がる形で考えておりまして、これにつきましては、令和4年度末では34%中頃ぐらいという形で行きたいと、このように考えております。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 2回目、要望でとどめたいと思っておりますけれども、まず千里丘の送水所の件については、機能的には単純に更新していくんだというお話だったと思います。

本市の場合は、土地的な状況もありまして、この電気系統をしっかりと整えていくというのは、非常に重要だと思うんです。自然流下が期待できないわけですから、そういう点で言いますと、しっかりとこれからも更新は計画的に当たっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから太中浄水場の件については、分かりました。井戸の洗浄をして、くみ上げの能力自体は上げていくということですね。そこはしっかりとやっていただきたいとお願ひします。

あわせて、くみ上げる量については、令

和3年度と同様の量を想定しているということです。もし何かあったときに太中浄水場の水をしっかりとくみ上げることができて、それも含めて、市民の皆様に安全な水をお配りできる体制をつくっていくということは、安全・安心という点で大きいと思っております。令和4年度に計画されていることは、非常に的を射た取り組みだと思っておりますので、ぜひこの点についてもよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、研修のことですけれど、先ほど一つの例として、品質管理といったことを申し上げたわけであって、これはかねてから今の摂津市の水道にとっては、課題なんだというお話がありました。それを今のうちにしっかりと次の時代を担っていく職員に継承していくということが大切なんだということについては、これは皆さんもおっしゃっておられたと思うんです。

だから、そこはしっかりと職員の間で、その技術の継承はしていただけるように、その意識は強く持っていただきたいとお願ひをしておきたいと思ひます。

それから最後に、耐震化のお話ですけれども、これは村上委員の質問の中でも、いわゆる収益自体が非常に厳しくなっているというお話もあったと思うんですよ。

しかし、その一方で料金をどうしていくのかということを考えていくと、この耐震化のことも出てくると思うんです。そこは非常に難しい経営が求められるかもしれませんが、できるだけ値上げといったものを抑制していきながら、しかし、耐震化ということも非常に大切なお話でありますので、そこについては、より優先順位をもってやっていただきたいと、全て要望として申し上げて、終わらせていただき

ます。

○弘豊委員長 それでは、これにて議案第2号及び議案第11号の質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時 再開)

○弘豊委員長 再開します。

次に、議案第3号及び議案第12号の審査を行います。

本2件について、補足説明を求めます。

末永上下水道部長。

○末永上下水道部長 議案第3号、令和4年度摂津市下水道事業会計予算につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

予算書94ページ、令和4年度摂津市下水道事業会計予算実施計画説明書をご参照願ひます。

まず、収益的収入でございます。款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は、前年度に比べ1,693万5,000円の減額でございます。これは主に、事業所などの使用水量の減少によるものでございます。

目2他会計負担金は、前年度に比べ9,223万3,000円の減額でございます。これは、一般会計からの雨水処理負担金の減少によるものでございます。

目3受託事業収益は、前年度に比べ3,111万2,000円の増額でございます。これは、公共下水道整備事業受託収益の増加によるものでございます。

目4その他営業収益は、前年度に比べ53万9,000円の減額でございます。これは、高槻市からの下水道維持管理負担金の減少によるものでございます。

項2営業外収益、目1他会計負担金は、

前年度に比べ441万2,000円の減額でございます。これは、一般会計負担金の減少によるものでございます。

目2長期前受金戻入は、前年度に比べ、158万9,000円の増額でございます。これは令和3年度以前に取得した固定資産の財源として充当した補助金などの長期前受金について、当該資産の減価償却費見合い分を収益化するものでございます。

目3建物物件収益は、前年度に比べ、31万8,000円の減額でございます。

目4雑収益は、前年度に比べ、2,959万4,000円の減額でございます。これは主に安威川流域下水道負担金精算返戻金の減少によるものでございます。

次に、収益的支出でございます。款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費は、前年度に比べ、484万1,000円の増額でございます。これは主に下水道管マンホール蓋取替え工事の増加によるものでございます。

96ページ、目2受託事業費は、前年度に比べ、3,025万3,000円の増額でございます。これは主に工事設計ほか委託料の増加によるものでございます。

98ページ、目3普及促進費は、前年度に比べ、6万円の増額でございます。これは前納報奨金の増加によるものでございます。

目4業務費は、前年度に比べ、708万1,000円の増額でございます。これは下水道使用料徴収事務委託料の増加によるものでございます。

目5総係費は、前年度に比べ、20万4,000円の増額でございます。これは主に人件費の増加によるものでございます。

102ページ、目6流域下水道管理費は、前年度に比べ、3,163万7,000円

の減額でございます。これは安威川流域下水道維持管理負担金の減少によるものでございます。

目7減価償却費は、前年度に比べ、301万円の増額でございます。これは主に令和3年度に取得した固定資産に係る減価償却費の増加によるものでございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度に比べ、37,253万3,000円の減額でございます。これは企業債利息の減少によるものでございます。

目2消費税は、前年度と同額の1億1,000万円でございます。

目3雑支出は、前年度と同額の100万円でございます。

項3、目1予備費は、前年度に比べ、400万円の増額でございます。これは、近年の緊急修繕の増加に踏まえ、増額するものでございます。

続きまして、資本的収入でございます。款1資本的収入、項1、目1企業債は、前年度に比べ、6億6,660万円の減額でございます。これは主に資本費平準化債の減少によるものでございます。

104ページ、項2負担金等、目1公債費負担金は、前年度に比べ、31万4,000円の減額でございます。これは吹田市からの企業債元金償還負担金の減少によるものでございます。

目2受益者負担金は、前年度に比べ、588万円の増額でございます。これは賦課対象面積の増加によるものでございます。

項3、目1国庫補助金は、前年度に比べ、1,000万円の増額でございます。これは、交付対象事業費の増加によるものでございます。

項4、目1他会計負担金は、前年度に比

べ、766万4,000円の減額でございます。これは企業債元金償還金に係る一般会計からの負担金の減少によるものでございます。

項5、目1 他会計補助金は、前年度に比べ、2,620万8,000円の増額でございます。これは企業債元金償還金の汚水分に係る一般会計からの補助金の増加によるものでございます。

項6、目1 長期貸付金償還金は、前年度に比べ、1万4,000円の増額でございます。

次に、資本的支出でございます。款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 公共下水道整備費は、前年度に比べ、1,456万9,000円の増額でございます。これは主に公共下水道工事の増加によるものでございます。

106ページ、目2 流域下水道整備費は、前年度に比べ、1億8,950万2,000円の増額でございます。これは安威川流域下水道建設負担金の増加によるものでございます。

目3、固定資産取得費は、前年度に比べ、皆増でございます。これは主に水道料金システム更新に係る費用でございます。

項2、目1 企業債償還金は、8億2,359万3,000円の減額でございます。これは企業債元金償還金の減少によるものでございます。

項3、目1 長期貸付金は、前年度と同額の250万円でございます。

以上、議案第3号、令和4年度摂津市下水道事業会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、令和3年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、目を追って主なものについ

て、補足説明をさせていただきます。

補正予算書16ページ、令和3年度摂津市下水道事業会計補正予算実施計画説明書をご参照願います。

まず、収益的収入でございます。款1 下水道事業収益、項1 営業収益、目4 その他営業収益は、112万5,000円の減額で、これは、高槻市からの下水道維持管理負担金の減少によるものでございます。

次に、収益的支出でございます。款1 下水道事業費用、項1 営業費用、目1 管渠日費は、177万8,000円の減額で、これは主に三箇牧取水口維持管理業務委託料の減少によるものでございます。

目5 総係費は、306万円の減額で、これは主に一般会計負担金の減少によるものでございます。

目6 流域下水道管理費は、1,802万4,000円の減額で、これは安威川流域下水道維持管理負担金の減少によるものでございます。

次に、資本的収入でございます。款1 資本的収入、項1、目1 企業債は、4,930万円の増額で、これは主に流域下水道事業債の増加によるものでございます。

項3、目1 国庫補助金は、2,000万円の減額で、これは社会資本整備総合交付金の減少によるものでございます。

次に、資本的支出でございます。16ページから17ページにかけて、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 公共下水道整備費は、7,409万3,000円の減額で、これは主に東別府雨水幹線建設負担金の減少によるものでございます。

目2 流域下水道整備費は、1億151万6,000円の増額で、これは安威川流域下水道建設負担金の増加によるものでございます。

以上、議案第12号、令和3年度摂津市下水道事業会計補正予算(第2号)の補足説明とさせていただきます。

○弘豊委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

出口委員。

○出口こうじ委員 予算概要から質問させていただきます。

予算概要の152ページ、水洗化促進事業について、お尋ねしたいと思います。

水洗化促進事業については、丁寧に1軒1軒回られているという話を前に聞いたことがあります。現時点での摂津市のまだ水洗化されていない件数などお教えてください。

続きまして、154ページ、下水道使用料の不納欠損見込額、これが100万円、この内容について教えてください。

続きまして、158ページの料金システム利用権、この料金システム再構築に伴う費用負担というのは、具体的にどのようなシステムの再構築をされるのか、お聞かせください。よろしくをお願いします。

○弘豊委員長 では、答弁を求めます。

竹下課長。

○竹下上下水道事業課長 私からは、水洗化促進事業の取り組みについて、ご答弁申し上げます。

まず、水洗化でございますけれども、毎年度大体100軒から200軒ほど、未水洗化の世帯に対して、啓発活動を行っております。そういう中で、水洗化のされていないところにつきまして、1,070軒ございまして、そのうち24軒水洗化を行っていただいております。

目標につきましては、1軒1軒足を運んでというところでございますが、やはりコロナ禍でございますので、なかなか直接お

会いしながら啓発活動が難しいという状況でございます。現在では、直接お話しするというよりは、むしろインターフォン越しで、ポストに投函しながら啓発活動を進めておるところでございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、質問番号2番、予算概要155ページの貸倒引当金、不納欠損について、お答えいたします。

この貸倒引当金繰入額と申しますのは、下水道使用料が未収になった場合、その後、5年間は過去の未収の分について、きちんと督促、催告等をして収納努力をしていくわけですけれども、5年たちますと、不納欠損処理をすると経理上なっております。

ただ、入る予定であった未収金については財産として貸借対照表上計上しておりますけれども、そういった資産として計上していたものが入ってこないということになりますと、一方で費用化しないといけなないということが経理上必要になってまいります。そのため、令和4年度の調定に対して、令和9年度に不納欠損の時期を迎えますけれども、その際に、不納欠損として費用計上しないといけなないものということで100万円を見込んでおる内容になっております。

それから、3番目のシステムの再構築に関する質問にお答えいたします。

今回、財務会計システムの再構築と料金システムの再構築に伴う費用負担ということで、固定資産の取得費で計上しております。財務会計システムについては、現状は、下水道事業、それから水道事業で、別々のシステムを使っておりますけれども、令和5年度に向けて、同じシステムを使っていきたいということで、令和4年の10月

の予算編成の時期から、新しい財務会計システムを構築し、統一のシステムを運用していきたいと考えております。

一方で、料金システム再構築に伴う費用負担ということですが、下水道使用料につきましては、水道事業に使用料の料金徴収事務を委託しております。そのため、料金システム自体は、水道事業で再構築させていただいて、それに対する費用負担、徴収事務に係る費用として、下水道事業から費用負担するという形を取っております。

内容としては、以上になります。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 1回目の答弁ありがとうございます。

1,070軒まだ残っているということですが、2回目の質問ですけれども、1軒1軒回って大変ご苦労なお仕事だと思っておりますけれども、毎年大体これぐらいの件数なのか、2回目でお聞かせください。

不納欠損見込額は令和3年度も100万円計上されていたと思うんですけど、具体的に幾らぐらいを使われるものなのかを教えてください。

3番目の質問、料金システムを統一されるということで、理解いたしました。

水道事業の方に料金徴収業務を委託されているということですが、大体毎月集金できない金額、件数を教えていただければありがたいです。

2回目以上です。

○弘豊委員長 では、竹下課長。

○竹下上下水道事業課長 出口委員の2回目の水洗化促進事業、この取り組みについて、ご答弁申し上げます。

毎年毎年この推移の排水設備の件数になってくるのかというお問い合わせと思

いますけれども、令和元年度で198軒、令和2年度で104件、令和3年度で77軒という形で、地区によってばらつきがございます。およそ、啓発活動したその年にすぐ効果を表わすかということ、なかなかそういうわけにはいきません。その後、やはり思い直して、水洗にしようかというご世帯もあろうかと思えます。

以上でございます。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 不納欠損見込額についての答弁を申し上げます。

令和元年度の不納欠損額といたしましては59万4,059円、件数にしますと、約80件となっております。令和2年度の不納欠損額といたしましては、114万7,323円、件数としては82件となっております。令和3年度につきましては、これらになっておりますけれども、今回の補正予算で、全体の貸倒引当金の引当額全体を見ますと、十分な引当額がございましたので、今回の補正予算では、減額の補正予算を計上しておるところでございます。

○弘豊委員長 千葉課長。

○千葉料金課長 それでは、料金の引き落としができなかったものということで、件数ですけれども、令和3年度になってからですけれども、それが月によってばらばらですけれども、大体ひと月で250件ぐらいから、多い月、少ない月、偶数月と奇数月に若干違ってくるんですけども、おおよそ偶数月で250件程度、奇数月で190件から200件弱ということで、口座から落とせなかったものということで、出ております。

以上でございます。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 ありがとうございます。



水洗化促進については、こつこつと地道な訪問を続けたいといけな作業だと思いますけど、引き続きよろしく願いいたします。

2番目の質問の不納欠損額については理解しました。大体予算ぐらいで結構な件数もあるということで理解しました。ありがとうございます。

そして、料金徴収については、偶数月と奇数月で件数が違うのはなぜなのか、それをもう一回お聞かせ願えますか。

以上です。

○弘豊委員長 では、千葉課長。

○千葉料金課長 偶数月と奇数月で違うというのは、請求するときに違っていき、偶数月の月には、安威川以南の方、奇数月の月には、安威川以北の方に請求しているということで、分けております。支払いが2か月に1回になっているので、そういうことで地域を分けて請求しております。

以上です。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 ありがとうございます。

安威川以南のほうが多いんですね。私も鳥飼地区に住んでいますけど、恥ずかしい話1回落とせなかった時がありました。失礼しました。

料金徴収は、催促するのもお金がかかると思いますので、今後の決済方法の検討についてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○弘豊委員長 では、続いて、西谷委員。

○西谷知美委員 当初予算主要事業一覧で、駅前等にデザインマンホール蓋を設置するとともに、マンホールカードを発行す

るということです。ついに摂津市もマンホールカードに着手するという事なので、具体的にどのような計画になっているかというところを教えてくださいたいと思います、1点目。

2点目は、予算書の68ページの営業外収益に関する全体的な減少傾向について、ご説明ください。

3点目ですけども、先ほど出口委員もおっしゃっていた予算概要の152ページの水洗化促進事業ですが、例えば、個別で工事するとすごく手間もかかってしまいます。ある程度何軒か固まっている地域などに、この機会に水洗化したら、工事費を安く抑えられるというような、キャンペーンのような働きかけはやってみたのかどうかというところをお聞かせください。

以上、3点です。

○弘豊委員長 それでは、竹下課長。

○竹下上下水道事業課長 マンホールカード及びデザインマンホールの設置の具体的な計画についてのご質問に対してご答弁申し上げます。

まず、デザインマンホール設置とPR、マンホールカードの発行についてですけど、目的としては、デザインマンホール蓋を設置して、マンホールカードを広報媒体として、市内外に下水道の認識の向上、それから、摂津市シティプロモーション戦略に基づいた市の魅力発信に役立てようと考えております。

若手の職員を中心に、どういうふうにごこのデザインを進めていったらいいのか、マンホールカードの内容を作っていくチームを立ち上げております。

これは、上下水道部の若手職員7名、製作チームを組んでいるところです。それは、前例にとらわれない自由な発想を生かし

てデザイン企画に取り組んでいるところでございますが、今後の計画と申しますか、まだチームを立ち上げてから間もないところでございます。具体的ではないんですが、例えば、デザインの募集方法や決定方法については、成蹊大学、それから広報課を通じてということになりますけれども、コラボ企画を検討ですとか、インスタグラムの活用等を考えております。

それとあと、実際にマンホール蓋の設置につきましては、駅前か、場所も変わるかも分かりませんが、大体5か所を今予算では経常させていただいております。

それから、マンホールカードについては、2,000枚分は、日本下水道協会から補助を受けられます。今回の印刷製本費で上げさせてもらっていますのは2,000枚を追加で発行しようと考えており、計4,000枚です。それを市内外に広報の媒体として、配ってまいろうという計画でございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 営業外収益の減少について。

谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 営業外収益でございます。営業外収益の大きなものとしたしましては、営業外収益、

雑収益のうち一番大きなものが、安威川流域下水道負担金の精算返戻金となっております。これにつきましては、流域下水道の維持管理費用、毎年毎年安威川流域下水道にお支払いをしておるんですけれども、一応概算でお支払いをしております。後年度きちんと決算額に基づいて、最終的な維持管理負担金を算出するということになっております。

そのため、過去にお支払いした維持管理

負担金を後年度にきちんと精算をしていたくものとなっております。年度によって少し額が大きかったりしておるところです。

概算でお支払いしておりますので、そういった過大な請求にならないようにということで、安威川流域下水道にもお願いしておりますので、なるべくこの精算返戻金については、減らしていきたいと、減るような形で予算計上していきたいと考えております。

以上です。

○弘豊委員長 竹下課長。

○竹下上下水道事業課長 西谷委員の3番目の152ページの水洗化促進事業、何か水洗化されていない世帯にキャンペーンみたいな、集中して何か啓発できないかというお問い合わせだと思いますけれども、それについては、もう既に、我々全体的な地区割りをしまして、どの地域で、最も水洗化されていないかを、環境政策課から情報提供を受けまして、調査をしております。できるだけ非効率にならないように、固まった未水洗化の世帯に対して、啓発を行うようにしております。

そういった取り組みの中で、先ほど出口委員に対してもご答弁申し上げましたが、毎年毎年ばらつきがあるというところで、ご理解いただければと思います。

以上です。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 説明ありがとうございました。

1番目のマンホールカードは若手の職員が中心となって成蹊大学のデザイン科の方と取り組んでいただけたということで、理解いたしました。

2,000枚刷った後、追加の2,00

0枚ということで、それは時期はずれるんでしょうか。今、シティプロモーションの一環ということで、摂津市のインスタグラムを私もフォローしています。広報課の方の写真がすごく上手で、そういった感性がすごく洗練されていると思うので、ご意見など参考にさせていただきながら、マンホールカードしっかり作っていただきたいと思います。

なので、追加の2,000枚の配布の仕方について、2回目の質問としてさせていただきます。

営業外収益が減った分については、安威川のことが起因しているということで、理解いたしました。引き続き、予算と乖離ができないように取り組んでいただければと思います。

三つ目の水洗化促進事業ということで、コロナ禍の中で、なかなか対面での啓発が難しいかと思いますが、ご自身にとっても水洗化されたほうがいいのかと思いますので、取り組んでいただければと思います。では、1点だけ質問お願いいたします。

○弘豊委員長 竹下課長。

○竹下上下水道事業課長 西谷委員の2回目のご質問に対するご答弁申し上げます。

2,000枚については、補助をもらうのと、残りの2,000枚については、自前で印刷するというので、時期については同時で考えております。

ただ、印刷を発注してから、仕上がりまでに4か月ほどかかってしまうので、早々に取り組んでまいりたいというところでございます。

このカードの発行条件としましては土日祝でも配れるというところが条件になっておりますので、配り方については、例

えば、駅に置かせていただくとか、例えば、土日、開庁している庁舎内に置いておくであるとか、いろいろ考えております。

以上です。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 回答ありがとうございました。

土日も開庁していると言えればコミュニティプラザなんかもあったりと思うので、他市から足を運んでいただいて、摂津市ってすばらしいと思っていただけるようなマンホールカードを活用いただきたいと思います。

以上です。

○弘豊委員長 それでは次に、村上委員。

○村上英明委員 何点か質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、下水道使用料の企業の分が減少なりますとお聞きしたんですけれども、水道料金は企業の分がふえたから収益がふえますと説明があったと思うんです。

その関係は、どう認識をしたらいいのか1回目お尋ねさせていただきたいと思います。

2点目ですけれども、予算書の95ページで、一般会計負担金があります。これも減少ということですが、減少の理由について、お尋ねしたいと思います。

3番目ですが、97ページで、下水道管マンホール蓋取替工事で、令和3年度当初より829万円ほど増額になっています。私の認識では、デザインマンホール蓋の予算も含んでいるのかと思うんですが、確認も含めて、ご答弁をお願いしたいと思います。

4番目ですけれども、水道事業会計の方でもお聞きをしたんですけれども、予算書の1

01ページに研修費が計上されています。どういう研修を受けられていくのか、お尋ねしたいと思います。

5番目ですが、103ページで、企業債が計上されております。資本費平準化の借換債は発行がないということでありまして、企業債の元金償還金については、減額になっているということなので、その辺の減額の理由についてお尋ねしたいと思います。

6番目ですが、107ページで、公共下水道工事が2億8,700万円ほど令和4年度は計上されています。

この前の本会議の初日配付された、下水道工事予定の地図の中に、鳥飼八町の分が水道工事と同様に、同じ場所で下水道工事をされる予定となっていました。この工事の中でね、北側の水路の土手の部分を、今後どのように下水道を引いていくのか、そういうお考えがあるのかどうか確認でお尋ねしたいと思います。

7番目ですけれども、水道事業のときもお尋ねしたんですけれども、経常利益の部分です。

下水道事業はというと、私の計算上は、令和2年度の決算に比べれば、令和3年度の予算は経常利益がふえているんです。

けれども、令和3年度当初と、令和4年度当初を比較すれば、減っているということになっています。下水道事業としての経常利益の認識をどうもっておられるのかということで、お尋ねしたいと思います。

最後8番目ですが、補正の部分で、17ページの安威川流域下水道建設負担金がふえています。

ほぼ同額を企業債で賄う形ですが、この負担金がふえた理由を1回目お尋ねしたいと思います。

以上です。

○弘豊委員長 竹下課長。

○竹下上下水道事業課長 村上委員の下水道使用料のこの減額の内容に対してご答弁申し上げます。

先ほど、水道が、企業が減って、個人がふえるとかいうことをございましたけども、下水道については、全体の使用料のうち、およそ3割は大口の需要者が、地下水でありましたり、工業用水を使って給水とは別に排出されております。

今回の減額の要素につきましては、令和3年11月からずっと有収水量の推移を見てますと、1件の工場閉鎖、これの減少とそれに加えて、さらに需要上位の事業者1社が顕著に減少してきております。

その推移を見てますと、やはり令和4年度の予算におきましても減収予測せざるを得ないだろうというところを鑑みて、今回の減額とさせてもらった次第でございます。

給水の収益と下水道の性質に違うところがございます。ご理解いただければと思います。

以上です。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、一般会計負担金について、お答えいたします。

一般会計負担金の内容といたしましては、先ほどからもお話ありました、水洗便所の普及促進費でありますとか、高度処理に係る維持管理費とか、汚水処理に係る経費のうち一般会計が負担すべきものとして、毎年、総務省が定めるいわゆる基準内の繰入金に係るものとなっております。

今回、令和4年度大幅に減少しておりますのは、臨時財政特例債という特別な地方債の利息について、一般会計が負担すべき

ものとなっておりますけれども、この利息が減ったことによって、一般会計負担金の減少が見られている状況になっております。

以上です。

○弘豊委員長 竹下課長。

○竹下上下水道事業課長 村上委員の3番目の下水道のマンホール蓋取替工事の内容についてご答弁申し上げます。

まず、下水道の維持管理に伴う、蓋の取替え、修繕と、それから、道路管理者の舗装工事、水道施設課の道路舗装工事と共同発注してある分と二つに分かれております。

トータルしますと、220か所、令和の4年度には取り替えていくつもりでございまして、デザインマンホールについては、この中には入っておりませんので、また、別途整備費で設置をしていくという予定でございます。維持管理とは、個別に考えているところでございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、質問番号4番、研修についてお答えいたします。

令和4年度研修費を計上しておりますけれども、この中でも新規の研修といたしまして、下水道事業団で開催されております、総合的な雨水対策という研修がございます。雨水対策事業の概要を確認した上で、計画の立案とか、流出解析の手法を学ぶ、そういった雨水対策に寄与する研修となっております。

東別府でも雨水管の整備が進められておりますけれども、今後、課題になっております、雨水対策に係る研修となっております、本市の下水が抱えている課題解決のために、大いに役立つ研修になっていると考え

ております。

それから、続きまして、5番、企業債、平準化債の減額の理由についてご説明いたします。

平準化債につきましては以前は、下水道管等の減価償却の期間と、企業債の償還期間に差がありそこでその差を埋めるために資本平準化債として発行が許されている特別な企業債となっております。

近年、企業債の償還期間と減価償却期間は、一致する内容となってきましたので、そういった減価償却の期間と、元金償還期間のギャップがなくなってきました。

そのため、発行資格額が少なくなってきましたので、今回の令和4年度についても平準化債の発行額が少なくなっているという状況でございます。

以上です。

○弘豊委員長 竹下課長。

○竹下上下水道事業課長 村上委員の公共下水道事業の汚水整備の発注時期について今後の計画について、ご答弁申し上げます。

先ほど、ご質問の中でもお話されましたように八町地区のど真ん中を、大きな幅員のある道路が走っております。その地下には大きなボックスの水路がございまして、その大きな水路の両脇の僅かな空間に污水管を入れる工事をやっております。

その中には、もちろん、水道・ガスが埋設されてあるわけですが、そういったものも移設しながら難易度が高い中での工事を進めておるところです。

先ほどおっしゃってございました、府道の南へ、さらにその道路を挟んで北側水路の土手になります。川沿いはさらに難易度が高くなっています。ほとんどは、私道です。そういったところの集落が形成されてお

ります。

なかなかご同意もいただけない状況でございますが、まずは、本線の道路のボックスが入っている道路に本管を入れさせてもらって、その後、枝線という形で進めていきたいと考えております。

なかなか難しいというところで、地形の関係でございますが、ご同意もいただきながら、しっかりと汚水整備を進めていく所存でございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、質問番号7番、経常利益についての認識についてお答えいたします。

経常利益については、委員もおっしゃっていただいていますように、令和4年度も一定額確保はできている状況ではございます。ただし、水道と違いまして、水道が着手したのが早く、更新時期が早く迎えている状況ですが、下水道事業につきましても、着手の時期が少し遅れたことなどによって、更新時期少し先になっております。

そういった下水道管の更新に備えて資金をためていかないといけない状況でございます。

そこを踏まえますと、きちんと経常利益を確保して、将来の更新、整備に向けた財源としてきちんと確保していく必要があると考えております。

以上です。

○弘豊委員長 竹下課長。

○竹下上下水道事業課長 最後になりますが、補正の流域下水道建設負担金の増額の内容について、ご答弁申し上げます。

流域の建設負担金につきましては、例年12月、国の経済対策に伴い、大阪府では改築更新の路線をできる限り、国の補助金

を使って前倒していくという方針を持っております。

これまで、なかなか予算として計上してまいりましても、内示がつかない状態というのをごさいますて、今回は12月の補正で、要求どおり国の補助金が満額ついたというご報告を大阪府から頂戴しております。

そういう中で、流域建設を前倒しという形で今回進めているということで聞いております。

この12月の補正になりますので、繰越しが前提という流れにはなろうかと思えますけれども、維持管理の修繕になりますと、結局、毎年毎年の修繕費用がかさんできますので、我々にとっても大変ありがたい話かと思っております。

以上でございます。

○弘豊委員長 末永部長。

○末永上下水道部長 村上委員、ご質問の7番目でございます。

経常利益の補正になります、水道事業は約1,000万円の利益、純利益という形でございます。

下水道当年度純利益約2億円と、経理処理上、下水道事業の経営が安定しているようにも見受けられる部分でございますので、ここの分につきまして、水道は全てが水道事業の、費用の中で納めさせていただける形、下水道事業は、一般会計からの繰入金も頂戴しながら、やらせていただいているのですが、予算書でいいますと、72ページの令和3年度当初純利益2億1,000万円でございます。

76ページの一番上、令和4年度の予定が、純利益1億4,000万円という形で、3年度は約2億円、ただ、ここの時間帯で3月31日の時点で業者等々に未払いをどれだけするかというところで、ここの純

利益は残しているんですけども、それも4月以降、最初の企業債の償還に現金をある程度用意しとかなないとけないという形で、経営がいいようには、数字的には見えるんですけども、ほとんどが返済でなくなってしまうというのが実情でございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 それでは、村上委員。

○村上英明委員 1点目につきましては、理由が分かりました。水道事業との収益的な見方が違うということで、ありがとうございます。

2番目ですけども、汚水処理の負担金については、臨時財政特例債に起因するというお話がございました。今後もしっかりと負担金のこと、起債のこと等も含めて動向を注視しながら取り組んでいっていただきたいと、これ要望としておきたいと思えます。

3番目の下水道のマンホール蓋取替工事の件でございます。220か所の取替えを予定されているとお話ございました。

デザインマンホールの件は、私も要望しておいた関係もありますので、そういう意味では取り入れてもらって、ありがたいと思えます。また、蓋のデザインによって摂津市のイメージアップにつながればと思っています。

デザインマンホール蓋を設置されるところは駅前になってくるんだと思えますが、他市の市民が駅から降りてきたときに目について、例えば写真を撮るとか、そういう意識になっていただければと思えます。

また、マンホール蓋取替工事については、道路工事や水道工事を伴うものがあると思えます。工事費が絡んできますから、一

概には、どっとふやすことは難しいと思えますけども、そういう工事の随伴でしっかりと、取り組んでいっていただきたいということをお願いしておきます。

4番目の職員研修の部分で、やはり水道と同じだと思えますから、雨水対策ということであったと思えます。

気象変動によって、雨の関係については、なかなか予測しにくいとは思えますけども、雨対策という目線も含めてこの研修に取り組んでいっていただければということで、これは要望としておきたいと思えます。

5番目でございます。

企業債の部分でございます。資本的収支といえますのは、基本的にはもう収入と支出との差額を留保資金で補填するかどうかというのが、ほとんどだと思えます。

先ほどのご答弁でありましたけども、減価償却との期間を合わせるということから、今回、企業債も減っているという理由でした。

留保資金を使うのか、また企業債で収支をやっていくのか、というのをしっかりとバランスを取りながら、取り組んでいっていただきたいということをお願いしておきます。

6番目の下水道工事でございます。

確かに、鳥飼八町一丁目は水路があって、地形の問題もあり、難易度の高い工事ということですので、その辺をしっかりと近隣の地域の皆様と協議をしながら、工事を進めていっていただきたいと思えます。

このような地域に、どのように下水道を普及していくのかというところが、これから本当に大きな課題の部分だと思えます。

また、鳥飼八町では空き家が出てきています。下水道が整備されているかいらないか

というのも住居選びに影響があると思います。下水道の普及は環境面でも重要なことですので、しっかりと取り組んでいていただきたいと、要望としておきたいと思っています。

7番目の経常利益の部分でございます。

今後の設備更新に向けて、資金をためていくということが、どうしても必要な部分でもありますし、その辺の収支のバランスを取ることが大切だと思います。経常利益を将来のためのものにできるよう、しっかりと経営努力といったことをやっていただきたいということで、要望としておきます。

最後でございます。安威川流域下水道建設負担金で、修繕とか、様々なことで使われているということであったかと思えます。下水道は汚水だけじゃなくて、雨水もありますので、安威川流域の地域の方の安全・安心をどう高めていけるかというところにも影響もあります。そういう意味ではしっかりと、安威川流域下水も安全・安心を高めるための施策ということでしっかりと取り組んでいていただきたいということで、要望としておいて、私は終わります。

○弘豊委員長 それでは次に、三好委員。

○三好俊範委員 大きく2点ほどだけ質問させていただきます。

これは1点目に入ってないですけど、マンホール蓋の活用について、これは要望だけです。本当によろしく動いていただいて、感謝いたしますし、しっかりとやっていていただきたいので、これは要望だけにしておきます。

では、1点目で予算の話についてです。予算書74ページ、貸借対照表を見ていく限り、一つ一つ見ていくと、企業債の返還

金というのも大分減っていますし、それに伴い流動負債等も少し減っています。一般会計の繰入金もその分減っているということで、経営的には改善傾向にあるのかとは思っています。

ただ、水道事業と下水道事業では全然話が違います。先ほど、部長もおっしゃっていましたが、私もずっと危惧してるところで、下水道はかなり厳しいという意見です。

その中で、令和3年度に関しては、改善していついて、令和4年度も恐らくもう少し改善するんだろうという予測は立ちます。村上委員の質問にもありましたが、管路の更新時期をたしか10年以内に迎えるという中で、1点推移をお伺いしたいんですが、管路の更新が一気にくるところで、更新時期になったときに下水道料金は値上げせざるを得ない状況になってくるのか、現状の推移に関して、少し詳しく教えていただきたい。

次、補正予算の方です。73ページのキャッシュ・フロー計算書で、投資活動によるキャッシュ・フローが当初予算の分とかなり差異が出てるんですけど、このあたりについても一度詳しく教えていただきたいと思っています。

以上です。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 まず、1番目の経営について答弁申し上げます。委員もおっしゃっていただいておりますとおり、管路の更新時期を先々で迎えてこようかと思いません。そういった場合に、値上げをしないといけないのかどうかということですが、現状も経常利益を確保しておりますけれども、過去に整備した際に発行した企業債の元金償還については、大分経営を圧迫してる状況でございます。この財源に



については、一般会計からいわゆる基準外繰入をもらっている状況でございます。

そのため、一般会計からの繰入金がなかったとしたら、現状でも大分経営としては厳しく、値上げを検討しないといけないような状況になっております。そのような状況の中、元金償還金は、令和10年度ぐらいには大分減ってきて、一般会計からの繰入金も基準外については、かなり減少していくのではないのかと思っておるんですけども、そういった中でも、まだ基準外繰出が必要になる見通しでございますので、そういった状況の中で更新時期を迎えますと、やはり経営的にもまたしんどくなるであろうと考えております。

そういった過去の整備を急激にやったことに伴って元金の償還で大分しんどくなってるという今を踏まえまして、将来的にそういうことがないように更新費用については平準化をして、一時の負担が大きくならないようにしていきたいと、そういった様々な経営の努力を踏まえてなるべく値上げについては先送りしていきたいと考えております。

それから、3番目のキャッシュ・フロー計算書についてでございます。令和3年度の当初予算において、キャッシュ・フロー計算書をお示しさせていただいております。その際には、令和3年度の期末残高としては6億7,900万円弱という予定をお示しさせていただいておりますけれども、今回の補正を踏まえまして、令和3年度の期末残高としては7億3,000万円余になると考えております。この中で一番大きなものは、投資活動の有形固定資産の取得による支出の部分で、令和2年度決算を踏まえまして算出し直したところ、有形固定資産の取得による支出が当初予

算では4億7,000円万余だったところが、令和2年度の決算を踏まえた数字を算出しますと9億500万円余となっております。ここで大きく違いが出てきている状況になっております。

以上です。

○弘豊委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。2回目をさせていただきます。

先を見据えて平準化していかないという一方で、料金の値上げに関しては、もう少し先延ばしで考えていきたいということに、少し矛盾を感じました。平準化していくのであれば、今後のことを考えて一つの世代に負担を強いるんじゃないくて、今後を見据えて値上げとかも、早い段階から徐々に考えていかないといけないのかと思うんですけど、そういったところの計画はあるのかどうか、1点お伺いしたい。

次にキャッシュ・フロー計算書についてです。有形固定資産とか、国庫補助金とかの収入も全然変わってきてるんですけど、もう一度、なぜこの金額に変わったのか、内容について詳しく、もう一度教えていただきたいと思います。

2回目は以上です。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、まず1番目ですけれども、今後の見通し、計画の部分ですが、これも下水道につきましても下水道事業経営戦略を策定いたしております。その中で、令和10年度までの収支の見通し、それから、投資財政計画を立てております。

まだ、更新が令和10年度には本格的に始まってこないというところがございますので、令和10年度までの計画期間中の値上げの必要性としては、今のところない

であろうと。ただし、それも一般会計からの繰入金を前提とした話になってまいりますけれども、そういったところで令和10年度までの値上げについては、今のところ検討してない状況でございます。

ただ、きちんと経営した上で本当に必要になるものについては、きちんと市民の方に説明をして、料金値上げのお話は水道と同様お願いをする時期が先々にはくることもあるかとは考えております。

2番目のキャッシュ・フロー計算書の差異が生じた要因でございます。先ほども令和2年度の決算を踏まえた数値に置き換えてるといふ説明をさせていただきましたけれども、その主な内容といたしましては、東別府雨水幹線の整備負担金として事業団にお支払いしておりますけれども、継続費を組んで事業を執行しております。

この東別府雨水幹線の負担金の繰越しがあったことによって、今後、金額に大部分の差が出てくるということでご理解いただけたらと思います。

以上です。

○弘豊委員長 西川次長。

○西川次長 少し、補足説明をさせていただきます。先ほどの下水道使用料の改定の話で、今後の更新について委員からお話があったので、今後の更新の話で少しお話させていただきますと、昨年度、ストックマネジメント計画をつくってございまして、委員がお示しのとおり、現在、市内の管路が345キロメートルございます。そのうち、やはり耐用年数を超えるというものが10年後には62キロメートル余出てくるということで、水道と比べては少し遅い歩みではあったんですけれども、同じように更新時期がくるということでございます。

この更新をするに当たりましては、やはり管路の状態を点検調査し、それからカメラ調査をすとか、そういう調査を事前にやっていきながら、それはもう以前からやってるんですけれども、もう少し計画的な維持管理をしていく上で、その更新をいかに平準化するかが非常に重要なこととございまして、ストックマネジメント計画に基づいて鉄蓋の取り替えであるとか、調査管理をやっていくということでございます。

谷内田課長からご説明しましたように、今の経営戦略に値上げは入っておりませんが、その後の更新を考えますと、そういう状況で続くのかどうか、これから少し状況を見極めながら今後の計画を立てていかなければならないと考えてます。

○弘豊委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。順番が逆になりますけど、令和3年度の補正予算の分については理解いたしましたので大丈夫です。

今後の予算の話ですが、下水道事業経営戦略が令和10年度までしかできてないのも存じ上げています。ただ、管路の更新がその後ということなので、一方でストックマネジメントでは、しっかり考えていただいているということですが、この計画は本当に大事になってくると思います。

あと、雨水管路の話もずっとさせていただいていますが、代表質問で三好義治議員がされてましたが、雨水管路の整備率が安威川以南はなかなか上がらず、安威川以北と差があると。整備も進めながら、既存の更新もしていけないといけない。なるべく後の世代の負担が軽減できるように、現世代においてもできることをしっかりし

ていかないといけないと思いますので、ここに関する平準化は本当にしっかりしていただきたい。必要であれば、令和10年度以降の分の財政見通しをしっかりと立てていっていただきたいと、これは要望としておきますけれども、しっかりそういった形で運用していってもらうよう最後に要望して、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○弘豊委員長 それでは、嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 私もほとんど意見であるとか、要望でさせていただきたいと思っておりますけれども、まずは、東別府雨水幹線につきましては、本当に非常に難しい工事でありましたし、摂津市内で初めて事業団に委託をするという工事で、水道そのものは到達、あとは供用に向けての詰めの段階だと思っております。これは本当に本市にとりまして待望の事業でありましたので、最後まで抜かりなくしっかりと進めていただきたいと思っております。

令和4年度から、東別府雨水幹線の供用をしっかりと踏まえた中で、さらにこの地域の浸水対策にも進んでいただくということでもあります。本当にこれは大きな事業でございますので、これまでの皆様のご苦勞に敬意も表わしながらしっかりと進めていただきたいと要望として申し上げます。

それから、先ほどから管路の更新のお話が出ております。確かに耐用年数を過ぎた管路が出てくる。しかしながら、耐用年数が過ぎたからといって全てを変えていかななくてはならないわけではなくて、それぞれの管路の状況を見極める必要があるのです。

その中で、下水道と水道の一番の違いは

何かというと、下水道の場合は実際にカメラを通して、中を調査できるということですので。水道はできないわけですから。ですので、こういった事業をしっかりと進めていただきながら、本当にどこを変えていくべきなのかと。老朽が一番進んでいるのはどこなのかといったことが分かるわけですから、その優先順位をつけて、計画的に後年度に負担がかからないように、この更新の計画を立てていただきたいと、これも要望、お願いとして申し上げます。

1点だけ、お聞きしたいのは、安威川流域下水道の建設についてですけれども、以前、質問をさせていただいたときに、たしか5か年計画か何かあったと思うんです。先ほどの村上委員の質問をお聞きしていると、更新のタイミングが早まっているのかと思うんですけれども、そこらの全体計画はどうなっているのか、改めてお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○弘豊委員長 竹下課長。

○竹下上下水道事業課長 嶋野委員の安威川流域下水道の建設です。主に改築更新という分野になってくるわけですが、それについては、先般も5か年計画での流域は中期として、流域だけじゃなくて大阪府自身が中期計画を定めております。その中で流域も合わせて5か年計画を立てておるわけですが、近年の状況は歳出予算の中でご説明させていただきましたとおりで、毎年度計画としてはあるんですけれども、やはり流域下水道の基本姿勢としては、補助金がつけば前倒して事業を進めると。維持管理といっても修繕、修繕として、老朽化した施設を放っておくと、結局、最終的には負担が大きくなってまいりま

すので、やはり、更新が必要なものは更新が必要という形で、そういう方針の中で前倒しを行っているところでございまして、今回、1億円ほど増額になりましたが、全体としては4億円増額の要望が理解を受けれたというご報告も大阪府から頂戴しているところでございます。

その中でいうと、後年の負担が随分と楽になるという計画で、今、流域から聞いておりますのは、令和7年、令和8年あたり摂津ポンプ場の雨水ポンプの設備更新と、味舌ポンプ場の雨水管の設備更新、それから、中央水みらいセンター監視制御の設備更新で、これがほとんどを占めておりまして、ポンプ場につきましても、ポンプの予備化というのを流域は進めておる。もともとの能力の1.25倍ぐらいをかけて進めておるところでございまして、我々にとっては、やはりポンプが動いてこそ、初めて我々が浸水対策を図れるということで認識しておりますので、これは今後とも流域についても、我々が意見をつける場はありますけれども、補助金がつけば、先の財政負担としては楽になる部分もございまして、できるだけ可能な限り、その更新であげてるところと同じくして我々も同調して、今後の更新の平準化というところも、難しいところもあるかも分かりませんが、進めてもらいたいというところでございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 国の補助がついたら毎年進めていくということについては、先ほど、竹下課長もおっしゃっておられましたけれども、非常に当市としてはありがたいことなんだろうと思っております。以前聞いていたのは、令和6年度あたりで一度

山がくるようなお話もお聞きしておりました。

今後また、こういったことについては、国庫補助がついてくるのであれば、毎年になってくるのかもしれませんが、計画そのものが変わっていく可能性もあるので、ぜひまたそういったことについても、いろいろとお話もいただきながら、後年度にどんな負担があるのかということについても、しっかりと見極めていきながら進めていただきたいと要望として申し上げておきます。

○弘豊委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時23分 休憩)

(午後2時25分 再開)

○弘豊委員長 それでは再開します。

議案第17号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

では、村上委員。

○村上英明委員 議案第17号ということでもあります。摂津市附属機関に関する条例の一部改正ということですが、今回は、今までの文面の中に審議会があって、そこに「等」をつけたということであると思います。

要は、これはその後の学校の規模や配置の適性化とか、そういうふうにつながってくるのかと思うんですが、「等」というこの文字だけを捉えれば、その幅がどこまで広がるのか、その辺の確認も含めてお尋ねしたいと思います。

○弘豊委員長 それでは、松田課長。

○松田政策課長 「等」につきましては、ご指摘いただいたとおり学校の規模及び配置の適正化などについて示すものでご

ございます。これまでは、例えば、令和3年度、千里丘小学校の審議会をさせていただきましたが、一学校の学校区に限定したご審議内容でございました。

今回、各小学校の、特に中長期的なお話になってまいりますので、どうしてもその学校だけではなく、広く本来はどのくらいの規模が望ましいのかという話になってまいります。そこを踏まえての「等」ということにさせていただいた次第でございます。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 今回の審議会の中に学校の規模及び配置の適正化という言葉を入れたというのは、特に鳥飼方面の学校のあり方も考えてということなんだろうと想像できます。これまで摂津小学校区や千里丘小学校区の審議会ではこういう議論はなくて、結局今の校区そのままやっていきましょうということになっていたと思います。しかし、鳥飼小学校区については、人数が減ってきているということもあるので、「等」をつけた審議会の中で適正な学校規模とか配置のことを議論していくんだろうと思います。ただ、これからは先を見据えた形での審議会が必要であると思います。これから鳥飼小学校区は、保護者の方も不安視されてる部分もありますし、そういう意味ではこの審議会ですっきりと議論をして取り組んでいていただきたいということで要望として私の意見を終わります。

○弘豊委員長 ほかにご質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時29分 休憩)

(午後2時30分 再開)

○弘豊委員長 では再開します。

次に、議案第21号の審査を行います。

本件についても、補足説明を省略し質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 この議案第21号につきましては、報酬及び費用弁償に関してということであります。今回の学校運営協議会委員として日額3,000円で設定されておられますけど、なぜ3,000円にしたのかということをお尋ねしたいんです。ほかの審議会委員の報酬は、ほとんどが日額9,000円だと思います。3,000円に設定した考え方についてお尋ねしたいと思います。

○弘豊委員長 河平部参事。

○河平教育総務部参事 村上委員のご質問に対してご答弁申し上げます。

こちらは先進的に取り込まれてる自治体では、いろいろ報酬額がありまして、例えば、年額12,000円であるところから、一日9,700円であるところなど、自治体によって様々ございます。本市が設定している一日3,000円については、一回の協議会がおおよそ2時間程度であることに加えまして、この学校運営協議会は、市で一つだけの会議体ということではなく、学校単位、もしくは中学校区等での単位にもなってくることを踏まえまして設定させていただいております。

今回、モデル校として実施していきますので、もし今後やっていく中で何かあれば、改定等をするところもあるかもしれないと想定しているところです。

以上です。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 今回モデル校として1校で実施されるということでありましてけれども、今後モデル校の様子を見ながら、またこの金額の設定については、実態に見合う形で修正が必要であれば、修正をしていくということも含めて、実施していただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○弘豊委員長 ほかの方、質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時33分 休憩)

(午後2時34分 再開)

○弘豊委員長 では再開します。

議案第23号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

三好委員。

○三好俊範委員 1点だけ、確認ですが、改正案に関して、抜粋ですけど、子どもが成年に達している場合にあっては、当該子ども。以下同じ。と書いてあるんですけど、この当該子どもの部分に関して、保護者から見ての子どもという意味合いでよかったのかどうか、その解釈の話ですけど、一方で上では成年に達してるんですから、子どもじゃないというのと、そこの言い方の確認だけしておきたいと思います。

○弘豊委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 今、委員がおっしゃるとおり、保護者から見たら子どもということで18歳ということで子どもの定義をしております。

以上です。

○弘豊委員長 ほかに質問はございますか。

か。

村上委員。

○村上英明委員 確認も含めてですけども、今回の条例の中で「婚姻等により」という文言が消えています。今回4月からきっちりと成人の年齢が18歳になりますから、18歳ということで線引きしていくんだろーと思います。18歳で本当に線引きするという確認と、もう一つは、今までは16歳で婚姻できていたのが、今回の法律改正で婚姻も18歳にならないとできないということになったと思うんですが、その辺の確認も含めて2点お尋ねしたいと思います。

○弘豊委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 今回の条例改正につきまして、全般的に説明させていただきますと、対象者や助成額の変更ではなくて、今、委員がおっしゃるように、民法の一部改正に伴いまして本条例の条文の一部を改正するものとなっております。

民法の改正としましては、2点ございまして、まず1点目が成年年齢の引き下げ、20歳から18歳に引き下げられたこと、それと2点目が女性の婚姻年齢の引き上げ、16歳から18歳に引き上げられたこととございます。それら2点のことから、成人となる年齢と結婚ができる年齢がともに18歳となりますので、未成年者が結婚することができなくなります。

ということで、これまで民法で規定されておりました婚姻により未成年者も成人に達したものとする民法753条の成年擬制という規定が削除されることになりまして、今回、本条例も改正することになったものでございます。

以上です。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 2回目は確認ですけれども、婚姻という言葉が消えた条例とか、18歳に線引きするという事になったとしたときに、市民の方への影響があるのかなのか、というのを確認させていただきたいと思います。

○弘豊委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 今回の子ども医療に関しては、これまで婚姻をして成年とみなす、女性であれば16歳以上の方が結婚されれば、その方が申請に来られるということになるんですけれども、ほぼそういう事例はなかったということで、仮に、保護者が来られても、保護者で申請していただくということになりますので、今回の改正で市民の不便が生じることはございません。

○弘豊委員長 そのほかございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○弘豊委員長 では、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午後2時38分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○弘豊委員長 では再開します。  
討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弘豊委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第2号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第3号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第11号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第12号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第17号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第21号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定し

ました。

議案第23号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後2時42分 休憩)

(午後2時45分 再開)

○弘豊委員長 本委員会の所管事項に関する事務調査について協議します。

令和4年度の本委員会による行政視察につきましては、現在もまん延防止等重点措置が発令されており、依然として収束の兆しが見えない状況であることから、例年どおり5月に実施することが困難であると考えております。つきましては5月の実施を見送りさせていただき、5月から6月の状況に応じて、4月もしくは8月に近隣市へ日帰りで実施できるか判断したいと思っておりますが、皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 では、異議なしと認め、そのように決定します。

なお、行政視察を実施するかの判断は、改めて協議させていただきますが、実施する場合につきましては、視察項目についても本委員会で協議してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、本会議最終日において常任委員会の所管事項に関する事務調査については、閉会中に調査することがあります。本委員会の所管事項については、学校教育行政について、生涯学習行政について、児童福祉行政について、上下水道行政について、この4点を令和5年3月31日まで閉会中に調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

これで本委員会を閉会いたします。

(午後2時46分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教上下水道常任委員長 弘 豊

文教上下水道常任委員 村上 英明